

目 次

会期日程表	1
陳情文書表	2

第 1 号 (6月11日)

開会、散会の日時	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	3
事務局出席者	3
議事日程	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
行政報告	5
承認第1号の上程、説明	6
承認第2号の上程、説明	7
議案第32号の上程、説明	7
議案第33号の上程、説明	8
議案第34号の上程、説明	8
議案第35号の上程、説明	10
議案第36号の上程、説明	10
報告第3号の上程、報告	12
報告第4号の上程、報告	12
報告第5号の上程、報告	13
散会の宣告	13

第 2 号 (6月12日)

開議、散会の日時	15
出席議員	15
欠席議員	15
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	15
事務局出席者	15
議事日程	16
開議の宣告	17

一般質問	17
平良嗣男議員	17
大城佐一議員	21
前田孝議員	34
平良英勝議員	36
宮城辰徳議員	38
散会の宣告	40

第 3 号 (6月13日)

開議、散会の日時	41
出席議員	41
欠席議員	41
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	41
事務局出席者	41
議事日程	42
開議の宣告	43
承認第1号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	43
承認第2号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	43
議案第32号の質疑、委員会付託	44
議案第33号の質疑、委員会付託	44
議案第34号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	44
議案第35号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	46
議案第36号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	46
諸般の報告	47
散会の宣告	47

第 4 号 (6月14日)

開議、閉会の日時	49
出席議員	49
欠席議員	49
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	49
事務局出席者	49
議事日程	50
開議の宣告	51
議案第32号及び議案第33号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	51
議案第34号～議案第36号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	52
陳情第8号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	55

意見案第 6 号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	56
閉会の宣告	58
署名議員	58

平成25年第4回定例会会議録
(会期日程表)

開会 平成25年6月11日
会期 4日間
閉会 平成25年6月14日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
6月11日	火	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・陳情の委員会付託・議長諸般の報告・村長行政報告・議案提案説明
6月12日	水	本会議	午前10時	一般質問
6月13日	木	本会議	午前10時	承認第1号及び第2号委員会付託省略・即決 議案第32号及び第33号質疑・総務常任委員会付託 議案第34号～第36号質疑・予算審査特別委員会付託
		委員会	午前11時	議案第34号～第36号予算審査特別委員会 (説明～採決)
		委員会	午後2時	議案第32号及び第33号総務常任委員会 (説明～採決) 陳情第8号総務常任委員会 (検討～採決)
6月14日	金	本会議	午前10時	総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 総務常任委員会委員長報告(陳情)、質疑、討論、表決 意見案等の処理(閉会)

会期日数 4日間 本会議日数 4日間 委員会日数 1日間 休会日数 0日間

陳 情 文 書 表

受理 番号	受理年月日	件 名	陳情者氏名	付託委員会
7	平成25年3月7日	違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情書	井田 敏美	議員配布
8	平成25年4月19日	「B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書」採択へのお願い	B型・C型肝炎救済沖縄の会 代表 吉浜 昇	総務常任委員会
9	平成25年5月30日	陳情書	幸福実現党 北部支部支部長 東郷 美奈子	議員配布

平成25年第4回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 平成25年6月11日

1. 開会、散会の日時

開 会 (平成25年6月11日 午前10時00分)

散 会 (平成25年6月11日 午前10時29分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 新 城 一 智

3 番議員 平 良 英 勝

4 番議員 東 武 久

5 番議員 宮 城 辰 徳

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 具志堅 朝 秀

9 番議員 平 良 嗣 男

10 番議員 金 城 勇

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 島 袋 義 久 建設環境課長 大 嶺 実

副 村 長 山 城 清 臣 会 計 課 長 宮 城 博 俊

総務課長兼
村史編纂室長 島 袋 幸 俊 教 育 長 友 寄 景 善

財 務 課 長 山 城 文 子 教 育 課 長 新 城 寛

住民福祉課長 大 城 武 選 挙 管 理
委員会書記長 島 袋 幸 俊

企画観光課長 山 城 均 農 業 委 員 会
局 長 宮 城 久 美 子

産業振興課長 宮 城 豊 監 査 事 務 局 長 神 里 富 松

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 神 里 富 松 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長行政報告	
5	承認 第 1 号	専決処分の承認を求めることについて	提案説明
6	承認 第 2 号	専決処分の承認を求めることについて	提案説明
7	議案 第 3 2 号	大宜味村工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例	提案説明
8	議案 第 3 3 号	大宜味村農業用水道事業給水条例	提案説明
9	議案 第 3 4 号	平成25年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）	提案説明
10	議案 第 3 5 号	平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	提案説明
11	議案 第 3 6 号	平成25年度大宜味村工業用水道事業特別会計予算	提案説明
12	報告 第 3 号	繰越明許費繰越計算書について	報告
13	報告 第 4 号	事故繰越し繰越計算書について	報告
14	報告 第 5 号	平成25年度沖縄県町村土地開発公社事業計画及び予算の報告について	報告

◎開会及び開議の宣告

- 議長（金城 勇） おはようございます。
ただいまから平成25年第4回大宜味村議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

- 議長（金城 勇） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、9番 平良嗣男議員及び1番 大城佐一議員を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（金城 勇） 日程第2 会期の決定を議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月14日までの4日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日から6月14日までの4日間に決定しました。
-

◎諸般の報告

- 議長（金城 勇） 日程第3 諸般の報告を行います。
本定例会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。
本定例会までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおり、総務常任委員会に付託しましたから報告します。
次に地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されております。
次に議長の会議等の報告については、お手元に報告書を配付していますので、お目通しください。
これで諸般の報告を終わります。
-

◎行政報告

- 議長（金城 勇） 日程第4 行政報告を行います。
村長から申し出がありました。これを許します。村長。
(島袋義久村長 登壇)
- 村長（島袋義久） おはようございます。
本日は、平成25年第4回大宜味村議会定例会を招集いたしましたところ、全議員御出席のもと開会できますことに対し、心から感謝を申し上げます。それでは平成25年3月から5月までの主な活動状況等

を行政報告として、そして平成24年度の入札結果につきまして報告いたしますが、お手元にそのことについてはお配りしてございますので、お目通しいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

これで行政報告といたします。終わります。

○ 議長（金城 勇） これで行政報告を終わります。

◎承認第1号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成25年6月11日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 財務課長。

（山城文子財務課長 登壇）

○ 財務課長（山城文子） おはようございます。

承認第1号の専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

地方税法等の一部が改正され、平成25年3月30日公布、平成25年4月1日から施行されることに伴い、大宜味村税条例の一部を改正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしております。

改正の主な概要としまして、今回の改正の概要ですが、延滞金等の利率の見直し、個人住民税における住宅ローン控除の延長があります。また条文の中において、文言の削除、追加、改め等が多くあります。

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、施行日を別に定めている規定がありまして、附則第3条の2、延滞金の加算割合の特例率の変更。附則第4条が納期限の延長に係る延滞金の特例。附則第4条の2、公益法人に係る村民税の課税の特例。附則第7条の4、寄附金税額控除における特例控除の特例。附則第17条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る村民税の課税の特例。附則第22条の2、東日本大震災に係る被災者居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例。これは平成26年1月1日施行となっております。平成27年1月1日施行のものが、附則第7条の3の2、個人住民税における住宅ローンの控除。附則第23条、東日本大震災に係る住宅ローン控除適用期間の特例が平成27年1月1日施行となっております。

以上で説明を終わります。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎承認第2号の上程、説明

- 議長（金城 勇） 日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成25年6月11日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしくお願いたします。

- 議長（金城 勇） 住民福祉課長。

（大城 武住民福祉課長 登壇）

- 住民福祉課長（大城 武） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを説明します。

地方税法の一部が改正され、平成25年3月30日公布されたことに伴い、大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしております。

改正の主な概要、これまで世帯区分におきましては、特定世帯以外の世帯と特定世帯という形で2つの区分に分かれていましたが、今回の改正に伴い、特定継続世帯というのが新たに加わりましたので、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯と、それと特定世帯、特定継続世帯と3つの区分に分かれます。第5条につきましては平等割額、第7条につきましては均等割額を定めるものです。第21条につきましては軽減額を定めたものです。附則第13項につきましては条項を改めております。

施行期日につきましては、平成25年4月1日から施行します。附則第15項の改正規定につきましては、平成26年1月1日から施行するというございます。

以上で説明を終わります。

- 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第32号の上程、説明

- 議長（金城 勇） 日程第7 議案第32号 大宜味村工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 議案第32号 大宜味村工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成25年6月11日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

単位が不明瞭であり、日本工業用水協会・工業用水水質基準制定委員会（昭和46年制定）の公表している基準値の採用と単位を明記する必要がある為、この案を提出する。

大宜味村工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例

大宜味村工業用水道事業給水条例（平成24年3月19日条例第8号）の一部を次のように改正する。
第19条第1項中「0.2未満」を「20mg/L未満」に、「5.5以上」を「6.5以上」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行するということでございます。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

- 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第33号の上程、説明

- 議長（金城 勇） 日程第8 議案第33号 大宜味村農業用水道事業給水条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 議案第33号 大宜味村農業用水道事業給水条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成25年6月11日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

大宜味村農業用水道の給水について、料金その他供給条件及び給水の適正を保持するため条例制定する必要があり、この案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしくお願ひいたします。

- 議長（金城 勇） 企画観光課長。

（山城 均企画観光課長 登壇）

- 企画観光課長（山城 均） 議案第33号について補足説明します。

農業用水道事業の給水について、料金、その他供給条件、給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものであります。

第3条で給水区域を企業支援施設の区域と定め、最大給水量を1室当たり100立米とします。料金は、大宜味村工業用水道事業と同額とし、第21条で基本料金及び超過料金ともに1立米当たり40円と定めております。

附則で、公布の日から施行すると定めております。

なお、参考資料として、大宜味村農業用水道事業施行規定も添付しておりますので、御参照ください。

- 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第34号の上程、説明

- 議長（金城 勇） 日程第9 議案第34号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 議案第34号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）

平成25年度大宜味村の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,320万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億5,025万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成25年6月11日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしく願いいたします。

○ 議長(金城 勇) 副村長。

(山城清臣副村長 登壇)

○ 副村長(山城清臣) 議案第34号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算(第1号)の概要を説明いたします。

今回の補正は、7,320万円の増額補正となっております。

歳入の主な概要を説明いたします。

12款使用料及び手数料46万7,000円の増額であります。これは企業支援工場の農業用水使用量分でございます。

13款国庫支出金113万7,000円の減額ですが、これは生物多様性保全活動支援事業委託料の委託金の減でございます。

14款県支出金4,170万円の増額ですが、主に沖縄振興特別推進交付金、いわゆる一括交付金と老人福祉費補助金の計上分でございます。

19款諸収入160万円増額ですが、コミュニティ事業の計上分でございます。

20款村債3,110万円の増額ですが、一括交付金事業の起債分でございます。

続きまして、歳出の主な概要を説明いたします。

今回は、人事異動による人件費の補正が各課に計上されております。

それでは予算書の2ページをお開きください。

2款総務費1,774万円の増額ですが、主なものとしては、人事異動とコミュニティ事業によるものでございます。

4款衛生費4,566万5,000円の減額でございますが、主に簡易水道事業特別会計への一括交付金事業繰出金の減額でございます。

6款農林水産業費462万4,000円の減額ですが、主に人事異動によるものでございます。

7款商工費1億1,178万8,000円の増額ですが、主に一括交付金事業の変更分と工業用水事業特別会計の負担金によるものでございます。

8款土木費527万円の増額ですが、結の浜公園整備事業委託料の分でございます。

10款教育費1,270万6,000円の減額ですが、主に一括交付金事業の事業縮小と変更によるものでございます。

11款災害復旧費174万4,000円の増額ですが、災害復旧土砂片づけと重機使用料でございます。

13款諸支出金276万3,000円の減額でございますが、主に賃貸工場使用料の減によるものでございます。
14款予備費220万8,000円の増額であります。

以上が歳出の主な概要です。

4ページには地方債の補正も記載しています。

なお、詳細については、委員会で担当課長等から説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします
ます。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第35号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第10 議案第35号 平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を
議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第35号 平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
平成25年度大宜味村の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,368万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を
歳入歳出それぞれ1億3,953万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、
「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成25年6月11日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

（山城清臣副村長 登壇）

○ 副村長（山城清臣） 議案第35号 平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
の概要について説明をいたします。

今回の補正は、4,368万6,000円の減額補正であります。

歳入は、3款繰入金4,368万6,000円の減額で、これは沖縄振興特別推進交付金の計画変更に伴う減額
でございます。

歳出は、1款、漏水調査委託料31万4,000円の増と、沖縄振興特別推進交付金計画変更に伴う簡易水
道ろ過池更正業務委託料4,400万円の減額であります。

なお、詳細については、委員会で担当課長等から説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします
ます。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第36号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第11 議案第36号 平成25年度大宜味村工業用道事業特別会計予算を議題

とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) 議案第36号 平成25年度大宜味村工業用水道事業特別会計予算
(総則)

第1条 平成25年度大宜味村工業用水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

- (1) 給水事業所数 1戸
- (2) 年間総給水量 9,350立方メートル
- (3) 一日平均給水量 40立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 工業用水道事業収益 438万2,000円

第1項 営業収益 37万6,000円

第2項 営業外収益 400万4,000円

第3項 特別利益 2,000円

支出

第1款 工業用水道事業費 438万2,000円

第1項 営業費用 416万3,000円

第2項 営業外費用 4,000円

第3項 予備費 21万5,000円

次のページをお願いいたします。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出額は、次のとおりと定める。

収入

第2款 資本的収入 5,000円

第1項 企業債 1,000円

第2項 支出金 2,000円

第3項 諸資本収入 2,000円

支出

第2款 資本的支出 5,000円

第1項 建設改良費 3,000円

第2項 企業債償還金 1,000円

第3項 予備費 1,000円

(他会計からの補助金及び負担金)

第5条 一般会計からこの会計への負担金は、400万円である。

平成25年6月11日提出
大宜味村長 島袋義久

なお、予算につきましては、副村長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

（山城清臣副村長 登壇）

○ 副村長（山城清臣） 議案第36号 平成25年度大宜味村工業用水道事業特別会計予算の概要について説明をいたします。

歳入は、1款工業用水道事業収益438万2,000円で、1項の給水収益37万6,000円と、2項営業外収益の一般会計からの負担金400万円等でございます。

歳出は、1款工業用水道事業費用438万2,000円で、1項営業費用416万3,000円、2項、減価償却費142万5,000円、3項予備費21万5,000円等でございます。

なお、詳細については、委員会で担当課長等から説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎報告第3号の上程、報告

○ 議長（金城 勇） 日程第12 報告第3号 繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 報告第3号 繰越明許費繰越計算書について

平成24年度大宜味村一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成25年6月11日提出
大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、別紙に添付してございますので、お目通しいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで報告第3号の報告を終わります。

◎報告第4号の上程、報告

○ 議長（金城 勇） 日程第13 報告第4号 事故繰越し繰越計算書についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 報告第4号 事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、別紙のとおり平成24年度大宜味村一般会計予算の事故繰越し繰越計算書を報告する。

平成25年6月11日提出
大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、別紙で添付してございますので、お目通しいただければと思いますので、

よろしくお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで報告第4号の報告を終わります。

◎報告第5号の上程、報告

○ 議長（金城 勇） 日程第14 報告第5号 平成25年度沖縄県町村土地開発公社事業計画及び予算の報告についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 報告第5号 平成25年度沖縄県町村土地開発公社事業計画及び予算の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、平成25年度沖縄県町村土地開発公社事業計画及び予算を別紙のとおり報告します。

平成25年6月11日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、さっき申し上げましたように、別冊で添付してございますので、お目通しいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで報告第5号の報告を終わります。

◎散会の宣告

○ 議長（金城 勇） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

（午前10時29分）

平成25年第4回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 平成25年6月12日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成25年6月12日 午前10時00分)

散 会 (平成25年6月12日 午後2時04分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 新 城 一 智

3 番議員 平 良 英 勝

4 番議員 東 武 久

5 番議員 宮 城 辰 徳

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 具志堅 朝 秀

9 番議員 平 良 嗣 男

10 番議員 金 城 勇

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 島 袋 義 久 建設環境課長 大 嶺 実

副 村 長 山 城 清 臣 会 計 課 長 宮 城 博 俊

総務課長兼
村史編纂室長 島 袋 幸 俊 教 育 長 友 寄 景 善

財 務 課 長 山 城 文 子 教 育 課 長 新 城 寛

住民福祉課長 大 城 武 選 挙 管 理
委員会書記長 島 袋 幸 俊

企画観光課長 山 城 均 農 業 委 員 会
局 長 宮 城 久 美 子

産業振興課長 宮 城 豊 監 査 事 務 局 長 神 里 富 松

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 神 里 富 松 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程 (第2号)

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		一般質問	

◎開議の宣告

- 議長（金城 勇） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

- 議長（金城 勇） 日程第1 一般質問を行います。
通告順により、発言を許します。
-

◇ 平 良 嗣 男 議 員

- 議長（金城 勇） 「大宜味杣山地区」土地利用について、平良嗣男議員。
9番 平良嗣男議員。
○ 9番（平良嗣男） それでは一般質問をする前に、執行部の皆さん方をお願いしておきたいと思
います。

答弁については、明確な誠意のある答弁をお願いしたいと思います。なぜなら、我々議員というのは、
質問は3回しかできません。その中でよっぽどのことがない限り、あと1回、4回というのはできませ
るので、あとの議員の皆さん方に迷惑がかからないように、ひとつ丁寧な答弁を願いたいと思いま
す。

それでは「大宜味杣山地区」の土地利用について、一般質問をさせていただきたいと思いま
す。

旧ゴルフ場建設跡地は、土地利用募集が行われ、太陽光発電パネルの卸販売業を手がけるフォトレ
ック・パワー株式会社が平成24年12月27日に20年間の土地賃貸契約が締結されたとの新聞報道がありま
した。

よって、下記の件について村長にお伺いをいたしたいと思います。

1点目に、土地賃貸契約の経過についてお伺いします。

2点目に、契約の法的根拠について。

3点目に、パネル工場の事業経過について。その3点についてお伺いをしたいと思いま
す。

- 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） それでは、ただいまの平良嗣男議員の「大宜味杣山地区」土地利用についての
御質問、3点について続けてお答えしたいと思います。

まず、1点目の土地賃貸借契約についてですけれども、その経緯は、平成24年10月25日にフォトレ
ック・パワー株式会社より、村にメガソーラーシステム設置等の新しい観光地づくり事業並びに産業おこ
し事業の計画説明がありました。11月14日に事業説明、プレゼンテーションが開催されました。数回の
事業内容調整、さらにメガソーラー関連の沖縄電力確認調整を経て、平成24年12月5日に第11回庁議に
おいて、大宜味村企業立地促進条例指定地域、これは杣山地区への企業進出についての審議案が同意さ
れました。そのため契約調整を行い、平成24年12月27日、御指摘のとおり土地賃貸借契約書を締結して
おります。

2点目の契約の法的根拠については、大宜味村企業立地促進条例の指定地域、大宜味杣山地区の企業

進出を促進するため、大宜味村公有財産規則第30条、普通財産の貸し付けの手續の規定により契約を締結しております。なお、貸付料につきましては、5年分を一括前払いで受けております。

3点目の事業経過については、太陽光発電事業の計画は4メガの発電計画で事業化を進めてきましたが、沖縄電力との事業調整で北部地区でのメガ発電は、一地区で1メガ以内の割り当てとなっており、事業の計画変更を余儀なくされました。1メガの発電を検討しましたが、開発のコストや投資額に対する採算性を検討しており、現在、保留しております。また、開発申請業務についても、太陽光発電4メガの計画が困難な状況と、農業を絡ませた開発は認可されないことが判明したため、保留としておりますとの報告を受けております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） ちょっと私の理解がまずいのかわかりませんが、ちょっと私なりに、これまでのゴルフ場、そして今回の太陽光、そこら辺の問題と関連して、大変苦い思いをこれまでやってきているわけですから、そこら辺の経過等を踏まえながら、ちょっと私なりに整理しておりますので、申し上げたいと思いますが。先ほどから答弁にございましたように、当該用地は124ヘクタールの広大な村有林野でありますね。村民の財産であるわけです。よって、昭和62年ごろのリゾート法の関連で推進されました観光関連、1つの村有林野の賃貸借については、言わば大規模な事業の推進であるために、村民である我々議会が、議会の同意を得た経過がございます。今回の計画にしますと、太陽光発電盤製造業も広大な計画であります。よって、村有林野であります当該用地は村有林野条例第1号、第23条の議会の同意が必要と思いますが、村長は企業立地促進条例第8号、第4号を適用して、条例中の計画については利便の供与の適用がされていると思われませんが、村長はどのような考えで行ったのか。また村有林野の賃貸借については2つの条件があると思います。これを適用しなければいけないと思うんですが、事務的な手續に問題はなかったのかどうか。そこら辺をお伺いしたいと思います。

そしてこの契約の法的根拠についてですけれども、これは村民条例について述べてみますと、今、条例の23条等を見た中で、結局は本村は国頭、東と異なって、我が村は国有林野がないんですよ。その中で村の総面積の8割以上が森林原野であります。山間地域の森林原野の大半が村有林野であるわけでありまして、その村有林野の管理及び経営を行うためには1968年ごろに林野条例が制定されました。制定後は、村有林野払い下げ地域の指定等が行われて、これまでの村の農業振興や農家の経済発展を図る目的で村有林野の払い下げが村民に行われてきていると思われまして、目的で村有林野の払い下げが村民に行われてきたわけですが、復帰前、昭和47年より地域指定されました村有林野の払い下げは昭和62年で完了しております。私が調査した限りはですね。また昭和65年ごろのリゾート法の施行によって、観光産業の振興を図るために観光関連施設の建設のために村有林野の貸し付けを林野条例で行ってまいります。しかし復帰後、県内の市町村では村有林野の管理及び処分等については、森林法及び自治法の規定を準用して行われているようであります。よって、昭和47年に森林法の施行は林野条例を廃止している市町村が多いというふうに思います。しかし本村は、払い下げを主な目的としておりまして、条例は村有林野払い下げが昭和62年に終了後も条例は廃止されずに条例が制定されております。条例が存続するという事は、現条例の適用で村民への村有林野の処分及び村の活性化を図る目的で観光産業関連施設への村有林野の貸し付け、または大保ダム建設のための村有林野の処分等が行われてきたものだと思います。その経過等から今後も村有林野の管理及び処分については、村民への利害の公平な調和を行うという目的で村有林野条例及び払い下げ条例が廃止されずに制定されていると思っております。よって、

今回の村が行ってきました村有林野の業務執行について、村民に理解される条例の適用であったのか、村長の業務の執行についてお伺いをいたしたいと思います。

そしてパネル工場の事業経過についてですが、先ほど村長は、農業関連においても、資金面においても、国の買い取りの価格、コスト等について、そこら辺の採算がとれないから今中断しているということじゃないかと私は思っているわけですが、実はこの工場は、名護市のある土地を利用してその工場を行おうとしているという情報もあるわけですが、そこら辺についても皆さん方の情報はどのような情報を持っているのかお伺いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（山城 均） ただいまの平良議員の質問にお答えしたいと思います。

1点目、2点目につきましては、関連するものと思われまので、林野条例と法的根拠ということでお答えさせていただきたいと思います。

確かに村の林野条例がございまして、貸し付けにつきましては、村内の団体もしくは住民以外の場合には議会の議決を経なければならないということで、目的にもありますが、公共用または公益事業等の用に供するときということで議会の議決を経なければならないという項目がございまして。今回の事業につきましては、先ほど村長からもございましたが、大宜味村企業立地促進条例は指定地域において企業の立地を促進し、本村の産業振興と雇用の増大を図り、村民の福祉向上に寄与するために平成23年6月に制定されております。本契約は、大宜味村企業立地促進条例で定められた規定地域であるゴルフ場跡地の開発で、大宜味山地区での賃貸契約でもあります。本条例が最優先となるための他の条例等の規制よりも、この大宜味村企業立地促進条例のほうが優先されるものとありまして、今回、林野条例等の適用はされていないものであります。

さらに、ほかにダム関連等ですね、他の事業等に確かにゴルフ場の開発におきましては、その時点ではその林野条例を適用しないといけなような状況もございまして、広く議会等の承認も得て進めてきているわけですが、本契約につきましては、先ほど申しましたように、大宜味村企業立地促進条例に基づいて契約されたものであります。

3点目の名護市にある工場ということで、情報があるということですが、今、私たちのところで把握している範囲としましては、製造工場、太陽光モジュール製造工場、パネル工場につきましては、提携先でありますアメリカの製造メーカーでありますアメリソーラー社との提携ということで事業を進めてきているわけですが、沖縄での会社設立について、本社、アメリソーラー社につきましては、計画を継続して進めているわけですが、なかなか合意に至らないということで、現在時間を要し、当初予定しておりました現地法人ですね、沖縄でのアメリソーラー社の会社の設立まで至らないということで、現在、まだアメリソーラー本社の沖縄からのモジュールを海外に生産する計画に変更はないということで、現地法人の早期設立を検討中ということで報告を受けております。

最初のほうに、1点目、2点目あたりが関連するものということで答弁させていただいたんですが、広大な村民の財産を使う土地の開発ということで、そういうことで契約に関しても議会等の同意、また広く村民の同意等の確認ということでございましたけれども、今回、制定されました企業立地促進条例におきましても、議会の同意を得まして、その指定地域ということで企業の誘致、それにつきましては本村の産業振興と雇用の増大を図り、村民の福祉の向上に寄与するための地域であるということも、この指定地域における事業については確認されたということで、村としましては、その条例に基づきまし

て本契約を行っているということです。大変申しわけありませんが、追加させていただきたいと思いません。

○ 議長（金城 勇） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 我々が大変心配しているのは、当初、12月27日に大きく新聞に大宜味国内最大級の工場、雇用は100名以上という、大きくあるんですよ。大変期待をしてきた。その工場が中断したと。中断しているということですよね。じゃあ今の説明の中でいきますと、これはアメリカ企業との提携ですから、アメリソーラー（ジョージ・ワンCEO）、そこの提携で行っていくということなんですが、そこに大宜味村に応募した段階で本来だったら、そういうもろもろの条件が整備されて、それから応募するのが当たり前であろうというように思うわけです。応募した後に、今みたいにいろんな問題が出てきている。私はですね、ゴルフ場の形態、あのころは日本の政府は観光関連を推進してきた、推進やってきた経緯がある。その中にゴルフ場というのが出てきた。今回は、国が太陽光等のそういう新エネルギーを活用した動きで推進をやってきた。これとゴルフ場の件と全く同じような状態になっている。一番心配しているのは、賃貸20年した、その中でそのものができたらありがたいです。できなくてゴルフ場みたいな感じで、結局会社名を残して、社長、役員をぐるぐるかえていく。そんな形態になったら困るなというように大変心配しているわけです。そこら辺を注意させていただきたいと思っているわけですね。

また、今、北海道で中国の投資家が水がめの周辺を管理して、日本全国そういう動きが。我がその敷地も大保ダムがあって、上にそういうものがあるわけですから、そこに何かあるかということも投資家のいろんな思いがあってやっているわけですね。そこまではあまり言いませんが、裏にそういうふうなものが見え隠れしているようなところがあれば、大変怖いなということも懸念している。そこでだから、この契約を20年やったわけですから、そこら辺の促進というのは十分その会社と綿密に連携をとりながら推進してもらいたいというふうに要望したいと思います。この大宜味村の旧ゴルフ場というのは、もう本当に痛い思いをしてこれまで村民戻って来たわけですからね、そこら辺の状況を十分に勘案しながら、今後の活用についても業務執行を行っていただきたい。

パネル工場の事業経過について、本当に今後どうなってくるのかなというのがね、もう一度、再度、確認したいんですが、後で答弁願いたいと思います。私はだからこの企業立地促進条例の9条の第1項で事業所の廃止とありますけれども、事業所の名称はそのままして、先ほど私が申し上げた役員の変更だけ行って、ペーパー企業になるおそれがあるのでね、これも再度申し上げておきますが、ちゃんと確認して、ちゃんと連携とってもらいたい。そのパネル事業の事業計画について、再度、村長の答弁をお願いしたい。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（山城 均） 先ほどの平良議員の不安といいますか、事業が進行しないということでの不安、特段なことではございます。私たちもその事前のこの企業の進出につきましての調査なり、事業計画等の検討につきましての御指摘もございます。この事業につきましては、私たち村もしかるべきですが、名護市の産業支援センターの十分なチェックを受けたということもありましてですね、そういう専門の機関の事業計画等の検討も受けたということでこの事業化に進めてまいりました。しかしながら、今の状況であるということをご反省しまして、今後の事業の進捗につきましては十分な努力をしたいと思います。

- 議長（金城 勇） 村長。
- 村長（島袋義久） ただいまの確認ですが、嗣男議員の御質問にお答えいたしますが、先ほどあった経過の中で、今事業が調整、いろいろ協議をしているということでございますので、これはしっかりですね、村に不利益が出ないような、まずこの事業が成功していただきたいということも含めて、しっかり協議を進めていきたいと思っております。
- 議長（金城 勇） 議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きによって、特に発言を許します。
- 9番 平良嗣男議員。
- 9番（平良嗣男） 再度ですね、お願いだけしましょう。
- これまでのゴルフ場跡地の二の舞にならないような事業の推進、そこら辺を十分に行ってもらいたいということ。その旧ゴルフ場跡地、そういう痛い思いをした我々村民、行政はもちろんながら、村民は大変痛い思いでやってきました。そこら辺が二度とないような業務執行を行っていただきたいということを希望して終わります。
- 議長（金城 勇） 以上で平良嗣男議員の質問を終わります。

◇ 大 城 佐 一 議員

- 議長（金城 勇） 次に農業振興と農業用水について、大城佐一議員。
- 1番 大城佐一議員。
- 1番（大城佐一） これから一般質問をしていきたいと思えます。
- 農業振興と農業用水について。
- 本村における農業は、シークワサー農家を除いては農業従事者の高齢化と後継者不足により生産量が減少している中、平成25年度において、農業専門技術者の採用がありました。また、農業用水についても平成22年の12月定例会で質問した後、早速給水施設を設置していますが、以上の2点を踏まえて、下記の2点についてお伺いします。
- 1点目に、農業専門技術者の採用ということは、村としての施策があつてのことなのか。
- 2番目に、せっかくできた給水施設が現在使用できない状態であるが、今後の使用開始時期と、これからの農業用水設置計画はあるのかお伺いしたいと思います。
- 議長（金城 勇） 村長。
- （島袋義久村長 登壇）
- 村長（島袋義久） ただいまの大城佐一議員の農業振興と農業用水についての御質問、2点ございましたので、順を追って答えしたいと思います。
- 1点目の農業専門技術者の採用についてでございますが、農家所得の減少による農村の活力低下、農家の高齢者と担い手不足による生産者の活力低下を近々の課題としてとらえております。昨年度に大宜味村農村振興基本計画を策定いたしました。今年度においては、この基本計画の推進や人・農地プラン及び担い手育成事業等の施策を具体的に推進していくため、農業の専門職員を採用することにより、本村の農業の振興につながると考えております。
- 2点目の農業用水の件でございますが、大保ダムの既得用水取水設備の引き渡しは完了しております。現在、設備付近ののり面が崩落しているため、通行ができない状態にあります。2級河川の大保川は県

管理でありますので、村といたしましては、取水許可をとりまして、早目に運用できるよう進めてまいりたいと思っております。また農業用水の設置に関しましては、設置費用、維持管理等を考慮すると生産者への負担が大きいと判断されますので、既得用水取水設備を有効的に活用していただきたいというふうにも考えております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） またですね、この技術者の採用ということで今村長から答弁がありました、これからのですね、やっぱり大宜味村の農業については、いろんな品目があるわけなんです。果樹、野菜、花卉、サトウキビ、パイン等もありますが、最近、パイン農家が部会にないということでもあります、その中で、私はこの技術専門の採用ということは大変期待しているところであります。その方、個人についての云々は抜きにして、この方は大宜味に来る前から試験場でしたか、いるころからいろんな果樹の専門ということでよくお会いしたこともありますし、専門的な果樹の肥培管理に関しては大変お世話になった経緯もあります。そういうことですね、この専門農業分野における農業施策の企画立案、実施及び指導等の職務経験ということで採用基準にあるんですが、私が見た限りは果樹の専門と思うんですが、野菜、花卉、サトウキビ、これ全分野においてを専門的にこの方に指導させていくのか。その辺、1点ちょっとお伺いしたいと思います。

あとこの農業用水ですね、ただいま村長から答弁あったんですが、引き渡しは完了してですね、最近通行止めということであったんですが、これは去年の何月でしたか、ちょっと日にちははっきりしていないんですが、確認しに行ってもらったら、この企業局の取水口を通ったところにゲート張りされているわけです。そこに札があって、御用の方はこの電話番号に電話してくださいと。電話したら、これは日曜日だったものですから、担当がいなくて、私たちは警備のために電話とっているものですから、担当はいませんので開けることができませんと。こういうことを言われてですね、それから先月、5月、どうなっているかということで行きました。もうゲートは取っ払って、ああ、よかったなということで、これ確認しに入っていったら、この給水施設はブルーシートで覆われて、ロープできれいに固定されて動かすことができないわけです。私はこれはちゃんと水が出るのかということで確認しに行ったら、確認もできない。きれいに固定されて、まるで使わないでくださいというようなものです、そしてこの前の日曜日、3日前、また再度行きました。やったら村長から答弁があったように、すぐ入り口のほうに通行止め、何々造園土木ということでありました。実際、この5月の中ごろに行ったときも土砂崩れはありました。これ実際、私確認しております。そこで今、要望したいのはですね、こういう簡単には2級河川だからできないということで今答弁もあったし、こういったダム施設内であるから、いつ何時制限がかかるかもわからない。農家としては日曜日もないんですよ。特に日曜日というと、手のあいている人なんかを利用して多く働きたいということもあります。そこで日曜日はじゃあクローズする。こういった場合に、これせつかくつくった給水施設がですね、本当に農家のためになるのか。そこでひとつ要望したいのは、今ある場所からせめてダム、河川に制限のかからないようなところで、いつでも、休みでも、自由に給水できる場所。という、今、この入り口の上は国道の用地になっているのかね。ここに常用地がいっぱいありますので、せめてこっちまで引っ張ってくれば、これはダムが氾濫して制限も受ける必要もないし、どうにかその辺の設置をぜひこれ要望したいと思います。

あと、この時期については答弁なかったんですが、今後もこの農業用水については、私も先ほど、平良議員が質問したフォトレック・パワー会社に相当期待をやっておりました。なぜかという、この会

社のイメージ図を見ると、いろんな農業もするわけですから、この農業用水はぜひ必要ということになってくるわけですね。そうすると、この農業用水はどこから持ってくるかということ、やっぱり目の前の大保ダム、この会社も必要だから、会社も自分たちで工事して農業用水を引っ張って、村とタイアップをして、大工又地区にこの給水施設は可能だなということで、相当期待をやっておりましたが、先ほどのあれを聞くと、これは余り期待できないような話でありますので、ぜひ今言った国道の手前まで引っ張ることができないのか、その辺をちょっとお聞きしたいんですが。

○ 議長（金城 勇） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 豊） では、ただいまの大城佐一議員の質問にお答えしたいと思います。

2点ありまして、まず、1点目の今後の採用した職員について、いろんな方面でできるかということなんですが、紹介ではないんですが、採用した職員に関してはですね、県内の農業系大学の大学及び大学院を卒業しておりまして、農業試験場での仕事も経験しております。また現在では日本園芸学会、沖縄農業研究会、沖縄農業経済学会、沖縄有用植物研究会等に所属して、今現在も活躍はしております。またその本村の特産品のシークワサーに関してでもですね、幾つもの調査研究を研修会、もしくは学会等で発表するなど、拠点産地の認定を受けている本村においても、シークワサーなどの振興に期待するところは大きいものがあると思います。シークワサーだけの専門家という、そうではなくて、やはり専門はそういう果樹のほうに関してなんですが、やはり全般、野菜、パインですね、現在もパインの協議会も立ち上げて2年目を迎えますけれども、これも追々広まっていくでしょうと。またほかの協議会に関してもいろいろやっておりますので、ぜひ専門というか、利用というか、やっていただいて、大宜味村の産業の発展に尽力していただけると期待しておりますし、またやってもらえると思っております。

続きまして、2点目。これはまず、大城佐一議員の質問の答弁の前にちょっとおわびというか、情報不足が多々ありますので、おわびのほうからさせていただきたいんですが、実際、既得用水の本体は昨年2月4日付、うちのほうは8日付で大保ダムの既得用水、取水設備の引き渡しについてということで、北部ダム統管理事務所長から、うちの村長あてに来ております。これは所管は企画観光課のほうでやっておりまして、そのコピーもいただいております。ただそれだけでこの取水というか、開始ができるかということではなくて、先ほど村長からもありましたように、その建物をつくっていただいたのは大保ダムかもしれませんが、そこを流れてくる2級河川の管理は県でありますので、私どもが、村が、次は県に対して取水許可、2級河川でありますので、その手続を踏まなきゃいけないんですが、実際、その手続は現在行っておりません。というのは、それとあわせてのり面が崩壊してやっているとこのもありましたけれども、これは私どもの仕事の遅さというか、その辺のおわびと、農家の皆さん方への周知のなさが今、こういう結果を招いていると思いますので、この辺に関しては深くおわびいたしたいと思います。またいつごろ供用開始とか、もう少し前に持ってこられないのかという意見もございましたけれども、昨日、ダムの担当者で連絡したところですね、のり面が4カ所ほど崩落して、ちょっと通行は厳しいと。一般車両、農家の皆さん方だけでも通せないかという話をしたら、非常に危険であるということで、ダム側としては大変申しわけないんですが、今年内はちょっと厳しいんじゃないかということがありますが、あす13日に現場の立ち会いがあつて、ダムのほうがある程度の工期の予想が出るということですので、私どものほうにも早急に連絡をいただきたいということを伺っております。取水の許可を議員御指摘のとおり、早目に早目にということですので、すぐ県の河川のほうには取

水の許可の申請を急いで行っていききたいと思います。

もう1点、もう少し前に持ってこられないかということがございましたが、多分、物理的にはちょっと厳しいのかと思いますが、この出入りですよ、この出入りに関してはこの既得用水の取水側には自由に出入りできるような体制を持っていきますので、そこにバリケードをして、国の管理だから入れないよとか、そういうことはなしで、やはり農家の皆さん方には土日であろうが、いつ何時であろうが、取水できるような要望等もこれはやっていききたいと思いますので、今後の進捗状況等も踏まえて、農家の皆さん方には周知徹底を図ってまいりたいと思います。以上です。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 農業用水について、今いろいろ答弁があったんですが、入り口のほうまではちょっと難しいということだったんですが、村長としてもこれは平成21年の5回定例会で、ある議員の農業用水についての質問に、答弁として農業振興を図る観点から、地域の理解を得ながら積極的な事業導入に向けての調査等を検討し、取り組んでいきたいということで答弁をされております。この農業用水についてですね。その辺も踏まえて、ぜひ、先ほど課長のほうから答弁があったように、道路の、のり面の崩落で通行ができない。これは私もこれを見て、これまたいつかは必ず崩れるところがあります、こののり面を見た場合にはですね。そこら辺は、また規制がかかったり、水の必要なときに水も取れない、こういう状況では本当に農家のために給水施設を設置したのか。これは単なる質問があったから早急に設置したのか、その辺をはっきりした目的を村としても取り上げてもらいたいと思います。もう1点はですね、これも先ほどの5月の村の施策説明会の中にも、ある方からの質疑で、農業の基本はやっぱり土、土は肥料ですね、堆肥。そして水、その問題ということで質疑があったんですが、私も全くこれは同感だと思います。まずは農家の所得向上のためにもこの土づくりから、あとは水ということで、前にもこういった真喜屋ダムの例をとって、水の、農業用水の農家の皆さんの声を質問した覚えがありますが、この真喜屋ダムの地区における農家の方々は全員が花、サトウキビ、野菜、各農家全部いっております。この水があったおかげで農家所得がアップしたと。この水を運んだりする時間を省いてですね、この肥培管理に集中できる。この肥培管理が集中できれば、多分反収上がるわけですよ。反収が上がれば農家所得も上がるし、それによって農家は余裕ができれば面積もふやせる。またさらなる農家の所得アップということにもつながってくるわけなんです。

それであと1点、この農家の振興のためにもぜひこの堆肥、この施策説明会の中にも堆肥のバラについて質問がありましたが、これもまた村長はこの平成21年の定例会で、ある議員の質問に答弁、バラ堆肥についてですね、こういうふうに言われております。バラ堆肥に対しての補助金について。その肥料の数量や成分、流通、経路等の把握が難しいのではないかと考えており、現段階では補助金交付実行につきまちは検討課題として取り上げていきたくて思っておりますという、答弁をされておりますが、本当にバラ堆肥については、今、塩屋の宇有地にみのりという会社が堆肥工場をつくっているわけです。この答弁からすると、成分、流通、経路についてもはっきりしたのがありますので、そういった経緯を踏まえて、今後ぜひバラに関してもこういった補助金の適用が受けられるような方向で、ぜひ検討していただきたいと思います。どうしても1袋1袋で買うよりバラで買ったほうが経費としても安くなるわけなんです。そこを考慮して、ぜひお願いしたいと思います。

あとこの農業振興の今後の展開ですね、これは農協がまとめた品目別なんですけど、これは平成15年からの資料を持っているんですがね、一番多いときと比較してみると、果樹ではですね、これは前に言っ

たんですが、温州タンカン、350トンぐらいあった数量が、平成24年度の実績が21トン、果樹に関してはシークワサーを抜きにしてですね、これが21トンですね。野菜に関しても、ピークが87トンあったときが、平成15年度の実績が15トン。これは花卉に関しては資料がなくて、平成22年度と平成24年度を見たんですが、平成22年度に、これは花の本数で160万9,000本、平成24年度になると135万8,000本。サトウキビに関する1,592トン、これは平成15年度ですね、あったものが、平成24年度は398トンと。パインに関しても平成15年度から24年度の間で一番のピークが平成16年度に62トン、平成24年度は3トン。こういうふうに生産量も減ってきているわけなんです。これも村長から先ほど答弁あったように、農家の高齢、後継者の不足ということはもちろん村長もわかっているわけなんです。そこをどううまく振興のためにこういった補助の制度を強化していくのか。堆肥あるいはまた、よく言ったら農薬の補助までもやってもらえたらどうかなどということも思っております。農薬については、何年か前まではあったんですが、シークワサーに関しては出荷分に対する、数量に対する何円ということによって補助は受けていますけれども、果樹、野菜、花卉、サトウキビ、パイン、全体的に農家が農協から買う時点で農薬の補助もぜひ取り入れたらどうかと思っておりますが、この点についてお伺いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 豊） ただいまの大城佐一議員の質問にお答えいたしたいと思います。

平成21年に村長の答弁で調査を、今、農業用水の件なんですけれどもね、個人的な見解で大変申しわけないんですが、水に関していい組合とかいろいろあられていると思うんですけれども、やはり先ほど村長からも答弁あったように、農業用水の設置に関しては設置費用とか維持管理等に関してかなり、他の市町村に関してもそうなんです、かなり水に関してのトラブルといいますか、なかなかうまくいかないような感じのことがいろいろ取りざたされておりますけれども、先ほど来、村長からあるようにも、今現在は既得用水の取水の設備を我々も早くそれを使えるようにしたいと思いますので、第一にまずはそれを使って農家の皆さん方には頑張っていたきたいと思います。

また土づくりが、水もそうなんですけれども、土づくりに関して先ほど出ましたけれども、バラ堆肥の件が施策説明会で出たんですが、施策説明会で出たのはその法人化といいますか、その堆肥の会社が堆肥許可というか、その会社でないところであっても、よければバラ堆肥を認めるかという質疑があったものですから、その辺は精査させていただきたいと申し上げただけですね、佐一議員が言うように、現在、みのりさんも非常に頑張っていて、バラもやるよということをおっしゃっていますので、その辺に関しても十分いけるんじゃないかなというぐあいに思っておりますし、その肥料の補助率等に関しても今年内ちょっと検討させていただきたいと思っております。下げるということじゃなくて、農家の皆さん方がやる気が出るような施策をやっていたらいいかなというぐあいに考えておりますので、お願いしたいと思います。

シークワサーに関して、農薬の話が出ましたけれども、シークワサーに関しても、我々行政もそうなんですけれども、産地振興協議会というのも新たな改革を今度やろうということで、来週から地域懇談会入ります。ですからぜひ農家の皆さん方がやる気の出るように、その薬品とか堆肥の補助なり、いろんな面で意見を交わして、ぜひ農家の皆さん方が意欲に燃えるような施策につなげてまいりたいと思っておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。以上です。

○ 議長（金城 勇） 議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きによって、特に発言を許します。

1 番 大城佐一議員。

○ 1 番（大城佐一） どうもありがとうございます。大変ですね、大宜味村の農業振興において希望の持てるような答弁がありますので、最後に、全体を踏まえて、村長の答弁をお伺いしてから終わりたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの大城佐一議員の、今回の一般質問につきましては、先ほど担当課長から詳しく、そしてやる気を示してもらったと思っておりますし、農業については、やっぱり水、土づくり、肥料ということになります。その水は自由に使えるというのが一番理想的で、しかも近くにあるということが理想的なんですけれども、現在、それを設置している、今あるところをできるだけ今、自由度の高いように、利用度の高いような、いわゆる開放していくというような方向、さっき課長からありましたようなことで取り組みを進めていきたいと思っておりますし、堆肥とか農薬については、通告外ですから、今の提言として受けとめて、さっきありましたようなことで検討はさせていただきたいと思っております。以上です。

○ 議長（金城 勇） これで農業振興と農業用水についての質問を終わります。
休憩します。

（午前 11 時 02 分）

○ 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 09 分）

○ 議長（金城 勇） 次に大宜味村立学校適正化総合基本計画について、大城佐一議員。

1 番 大城佐一議員。

○ 1 番（大城佐一） 大宜味村立学校適正化総合基本計画について。

大宜味村立学校適正化総合基本計画を一方的に作成され、本末転倒なやり方に将来の大宜味村の教育行政に不安が残ります。これまでの経過についてお伺いしたいと思います。

まず 1 点目に、3 月定例会でも質問したんですが、返答がありませんので、再度やりたいと思います。まず 1 点目に、小中共用施設についての支障はないのか。

2 点目に、これは送迎についてですが、各部落説明会の中で小学校 4 キロ圏内、中学校 6 キロ圏内という通学圏内の認識は持っていたのか。

3 番目に、なぜ中学校だけの単独移転はできないのか。その辺については、教育長の答弁をお願いします。

あと村長には 2 点ほど、3 月定例会で子供目線から統合が必要じゃないかと感じたと答弁されましたが、この子供目線についてはどういったことがあったのか。

2 点目に、この施策説明会で結の浜への移転とあるがと、住民からの質問ですね、これは教育委員会のほうで村の決定であるかとの問いに、教育委員会は、村の施策にあるので、村の決定であると答弁しています。それは村長は同じような気持ちなのか。以上、お伺いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 教育長。

（友寄景善教育長 登壇）

○ 教育長（友寄景善） お答えします。

まず、お断りしておきますが、村立学校の基本計画については、教育委員会議で、議員先ほど質問ありましたような細かい点までは決定はしておりません。このことについては、今後予定される各種部会において具体的な計画が検討されて、実施されていくものだと思います。質問のありました小中共用施設についても、施設部会等で議論されていくことだろうと思いますし、送迎についても今後予定されて、通学検討委員会等で議論されることだろうと思います。

それから3点目の中学校の移転は単独でできないかということがありましたが、これも教育委員会議の決定事項ではありませんけれども、これまでの経緯からして、小学校と中学校、一体的に施設を整備することによって連携しながら教育効果をより高めていくということで小中一体的に進めると。今現に国のほうでは、小学校の英語科教育が議論されておりまして、小学校4年から検討されている中で小学校の先生方には英語の専門もない。そういった場合にスムーズに移行するためには、やはり中学校の先生と連携をとりながらもできるし、そういう面から小中連携する意味で一体化、中学校単独じゃなくて、小学校、中学校一体的にやったほうがより教育効果が上がるという観点からも今回の計画になったものだと考えております。

通学距離についても、教育委員会議での決定事項ではありませんので、今後、通学部会等でいろいろ検討されていくと思います。通学距離について、もちろん小学校、中学校の距離等については認識しております。以上でございます。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの大城佐一議員の学校適正化総合基本計画についての計画ということでございますので、基本的には教育委員会が詰めてきているところでございますけれども、先ほど過去の質疑の中から出てきたもので、子供目線に立ったということでございますが、子供たちが教育効果を高めていく、高まっていく、その高める一つの方法、いわゆる子供を中心にものを考えましょうということでございまして、子供たちの質が向上していくということをやまず第一に考えてからでございます。子供の向上を期待しているということでございまして、それも先ほどありました村長施政方針ということで、これは総合計画の、教育委員会としても基本計画の中の第3章にあります心豊かな文化の薫り高い村づくりという、3章の中で義務教育、学校教育の振興、義務教育の振興ということでこの取り組みを強化していこうということでございまして、それが教育委員会の決定等を受けて、我々も村としてもその方針を進めていこうということで取り組みをしていこうと思っております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） やっぱり今回もまともな答弁がございません。本当に教育長として、この大宜味村の学校適正化総合基本計画、あなたは長として本当に何も考えていないのか。これは基本方針ということではすね、これ学校は最後の基本計画にちゃんと、これは体育館です、運動場、図書館、こういったものについての一般からの質問に、何と答弁されておりますか。これは教育家庭内で行われる中学校の活動が原則優先されると考えられますが、スペースの有効活用、中学校の休部日などを活用し、可能な限り、可能な限り、小学生のクラブ活動についても使用できるように運用面で工夫を図りますと。これはあなたたち説明会では何と言ったのか。すべて統合したら、部活動もできます。みんなと協調性

もできます。これ部落説明会でちゃんと答弁したんじゃないですか。これを見ると、小学生は中学生が使っているときはやるな。中学生の余った時間にやりなさい。こういう表現と思いますよ。説明会の中ではきれいなことばかり言って、中身はみんなでたらめ。これが教育委員会のやり方ね。あなたは自分の意思決定をはっきりしない。みんな何かの委員会に任せる。どういうことですか、これ自分の意思もはっきりしなさいよ。それとこの共用施設、グラウンド、体育館、共用することによって必ずいじめも発生してくると思います。これはだれにも、どこの学校にもいると思います、こういうことは。そこでこのいじめ対策、こういったのも本当に考えてきたのか。図書館、村民、うまいこと書かれていますよね。住民だれもが自由に利用できる一般図書館としての機能を充実させた上で、保護者ならではの特色ある学校づくりを、開かれた学校づくりをしていきますと。これを見た目には大変いいですよ。私もこれは、大宜味村には図書館がないから大変賛同します。しかし、いつでも住民が出入りできるようなこの図書館、問題もたくさんあります。これは大阪の池田小学校の乱入事件、殺人事件以来、各学校、不審者防止に対しての訓練もよくやっている中でですね、村民だれもがというと、村民じゃない人も入ることはできるわけなんです。これはだれがチェックするの。また何か変なことがあって、教育委員会は隠蔽する。過去にも大きな問題を隠蔽したこともあるし、こういうことで本当に成り立つのか。これは村立図書館だったら、統合するんだったらあいている学校もあるわけだから、そこで村立図書館はやりなさいよ。なんでわざわざ学校に、これは不審者かどうかわからない人たちを自由に出入りできるような体制にするの。この1点ね。

あと1点は、中学校の単独移転、できない。あなたはこの検討委員会で述べていますよね、児童数が減少する中での中学校だけで移転はできないと。これは何度も言いますが、あなたは本人から言っています、課長時代に。この大宜味村の村立学校の望ましいあり方検討委員会、第1回目であなたが言っています、これ。そこで自分の力では、単独では中学校移転できないから、これは小学校も巻き込んでやりましょうという腹じゃないの。はっきり言ってくださいよ、単独ではできないのか、できるのか。そこを聞いているんですよ。これは難しいところをあえて頑張って、やっていくのがあなたの仕事であって、難しいからやりません。じゃあ小学校を巻き込んで、併置校にしましょうという。これ安易な気持ちではだれでもできますよ、これ。今までの、すべての答弁を見ると、全部あいまいな返答。3月のあなたの答弁ね、ちょっと復唱しますとね、この結の浜への小学校の移転の決定について、あなた答弁で何と言っていますか。最終的に教育委員会のほうで、そこのほうがいだろうと。こういうことで移転決定したと、場所。ここがいだろうということで、こんな簡単な気持ちで決めていいのか。しかもあんな沼みたいなどころによくいだろうという決定しましたね。たかが一、二年ですよ、小学校統合問題、真剣に出てきたのは。この一、二年、こんなに急いで本当に、どういうことがあるのか。これは中学校は何年かかりましたか、話出て、わかりますか。話が出て18年かかっています、中学校の統合は。なんで小学校はこんなに急いでいるのか、その辺答弁お願いします。

あと村長は、これなぜひ子供目線かと質問したのは、今までこの教育委員会の説明会の中では、本当に統合したらいいことばかりを説明していたわけなんです。こういった文章にも、なかなか表立ったあれは出てこない。何件かは出てくるんですが、悪いところは出てこない。いいところばかりアピールしている。そこでこの子供目線というのは、一番根本的な問題であって、本当にこの根本的な問題を教育委員会で議論されてきたのか。それとこの検討委員会の議事録を読まれましたか。これは第1回の大宜味村立学校の望ましいあり方検討委員会の議事録、平成21年11月12日の第1回、もうそのときから、

委員長から統合しましょうと。これからこの検討委員会のお互いで、統合するような雰囲気をつくって、この雰囲気を住民にあおって、統合に結びつけましょうという、こういう議論をされているわけですよ。これがなんで子供目線なのか。これは後で読んでください。この議事録を読んだら、本当にだれもがわかりますよ、これ。この望ましいあり方の検討委員会、本当に子供目線で議論されたことは一つもありませんよ、これ。ましてや住民を馬鹿にしたような議論、住民が統合するようにあおって、しかして、じゃあ統合やりましょうと言う、住民に。こういう議論がされているわけですよ。これは本当に子供目線とらえているのか。本当にこの統合に関しては、ゆくゆくはしなければいけないと私も思っています。本当に急ぎ過ぎじゃないの。中学校は、前から計画あるから、移転は問題ないにしても、小学校の統合、この併置校にする、そこが問題であって、それは本当に、中学校は別と考えて見直しできないかですね。その辺、本当にどう思うのかお伺いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 教育長。

○ 教育長（友寄景善） ただいま教育長個人に対して大変厳しい指摘がございましたが、そういう意見もあるということで認識して受けとめたいと思いますが、教育委員会の業務についてですが、教育委員会の方針や重要な決定事項等については、教育長だけで業務を進められるものではありません。5名の委員による委員会議で重要なことを諮って、決定して、その決定事項に基づいた指揮監督のもとに、教育長以下、教育委員会事務局は業務を遂行していくわけでございまして、教育長独自で業務を進めるものではありません。常に教育委員会議に諮りながら、相談しながら、そういう状況で業務を遂行している状況で、今回の学校適正化総合計画も適宜教育委員会議に諮りながら進めてまいってきております。また住民の説明会も可能な限り行ってまいりましたし、その中でアンケート調査等も行い、意向も伺いながら、そしてまた教育委員会議に諮って最終的に決定しております。ということであまりにも早過ぎるんじゃないかということでありましたが、平成18年に策定されています大宜味村第4次総合計画、これは平成18年6月に、もちろん議会の議決を経て策定されておりますが、その中でも既に小学校の統合について、中学校の移転について検討しなければならないということがありますし、昨年策定されました後期の基本計画においても、小学校統合、中学校の移転について検討しなければならないということが明記されています。そのような状況も踏まえてですね、教育委員会としましても、既に平成18年、19年度からいろいろ複式等の課題がありますので、これについて教育委員会としても何らかの判断を下さなければいけない、そういう状況にもありましてですね、ちょっと話は長くなると思いますが、ちょっと誤解を解くために、教育委員会としてはどのような手続をして決定に至ったかということの説明したいと思います。

平成20年6月12日、ちょうど5カ年前のきょうですが、教育委員会議においての話なんです、地域教育懇談会で小学校統合、中学校移転について意見交換をするということを教育委員会議に諮って、教育委員会の了承を得て地域説明会を行ってきたところです。そして同じく平成20年8月20日には、地域教育懇談会での様子、いわゆる小学校統合、中学校移転等の懇談会の内容について、教育委員会議の場において報告をさせてもらいました。平成20年12月19日の教育委員会議においては、小学校統合問題について村議会からの一般質問がありましたので、その件についても教育委員会議のほうで報告させてもらっております。それから平成21年ですが、平成21年5月20日の教育委員会議においては、大宜味村立学校の望ましいあり方検討委員会を設置したいということで、設置要綱を教育委員会議の中において決定しております。同じく平成21年6月16日の教育委員会議においては、再度、地域教育懇談会で小学

校統合、中学校移転等について、地域住民と意見交換することを決定しております。それから平成22年11月9日には、地域教育懇談会の総括ということで、小学校統合、中学校移転等の懇談会の内容を教育委員会議で報告しております。それから平成23年1月28日の教育委員会議においては、私立学校の望ましいあり方検討委員会に対する事務局の考え方を教育委員会から求められましたので、事務局の考え方を提示させてもらっております。平成23年6月10日の教育委員会議におきましては、私立学校の望ましいあり方検討委員会の経過報告も教育委員会議のほうで行っております。平成23年7月7日の教育委員会議においては、これもまた小学校、中学校移転等の懇談会の内容を教育委員会議に諮っております。平成23年9月27日の教育委員会議においては、大宜味村立学校のあり方基本方針を教育委員会議に提示しましたが、そのときには継続審議ということになりました。それから年が明けて、平成24年5月8日の教育委員会議におきましては、継続審議になっておりました大宜味村立学校のあり方基本方針について議論をしております。平成24年7月12日の教育委員会議、これは私立学校適正化総合基本計画、素案ですが、これについて提案いたしました、それは継続審議ということで引き続き審議するというので、同じく7月24日の教育委員会議において、学校適正化総合基本計画素案を決定いたしました。この素案というのが、昨年、全集落を回って説明した内容であります。昨年の8月から9月にかけて教育委員会議で決定した内容を住民に説明してまいりました。平成24年9月13日の教育委員会議においては、適正化総合基本計画素案について、教育委員の皆さん方と情報交換をしております。平成24年10月11日教育委員会議において、適正化総合基本計画住民説明会の様子を教育委員会議で報告をしております。ちょっと長くなりますが、もうしばらく時間をください。平成24年11月16日の教育委員会議においては、適正化総合基本計画においてまた教育委員の皆さんと情報、意見交換をいたしました。平成24年12月6日の教育委員会議においては、適正化総合基本計画（案）のまた情報、意見交換会を行いました。これを受けて、平成24年12月13日の教育委員会議において、大宜味村立学校適正化総合基本計画（案）を決定いたしました。前段は素案でありましたが、この教育委員会議において案を決定いたしました。それから年が明けて、今年、平成25年1月10日の教育委員会議では、統合及び移転問題についての教育委員との意見交換会を行いまして、前年の12月に決定した案について、また校区ごとに、地域住民の説明会を行ってきたところですので。そして平成25年2月14日の教育委員会議においては、適正化総合基本計画を教育委員会議に提案しましたが、これはまだ継続審議、もっと議論することがあるということで継続審議となっております。平成25年2月25日の教育委員会議において、適正化総合基本計画について最終決定をいたしている状況でございます。このように事務局としましては、住民に可能な限りを説明し、教育委員会議、5名の委員においても、いろいろ情報交換、意見交換、議論をしながら、教育委員会議の中において大所高所から決定されたことでありまして、私はそれを非常に重い決定だと受けとめておりまして、事務局としてはこの決定を着実に推進していく立場にあると思っております。指摘もいろいろありましたけれども、これは特に教育委員会としていろいろな形で努力して住民の意向を聞いて、ちゃんと議論を尽くして、一方的ではなく、短期間ではなく、時間も、説明もして、大変重い決定だと私は思っております。以上でございます。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） 佐一議員の再度の質問にお答えします。

子供目線というのは、私は教育活動の中で非常に重要な、大事なことだと思っております。いわゆる個々の子供たちがどう成長していくのか。それを我々がどう環境をつくって育てていくのか。子供の目

線でやらないと、大人が目線で学校をつくって、子供のためになるかどうかということもいろいろある。だから私はやっぱり子供を中心に、適正規模も含めながら、学校の教育活動は展開されるべきということで、これが委員会の中で議論されたかどうかということは、これは私の管轄という、私の思いとは別の次元になってくると思いますので、それについてこう協議してくださいということは提言したことは、何しろ言ったことがないものですから、それはその経過として受けとめたいと思っております。

そうすると、先ほど教育長からありました、統合、今進んでおりますので、それを戻せないかという感じでしたかね。そういうことは今、考えておりません。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 教育長の長々とした答弁ですね、これももう、すぐわかるように最初の検討委員会の筋書きに書いたとおりに事を運んで、日程的にこのスケジュールどおりに運んでいるわけですね。平成24年7月中旬からこのスケジュール案、これはことごとくこのとおりに進みすぎて、かえってこういった問題を簡単にこうしてスケジュールどおり事が運ぶ自体が余計疑問に思います。いかにも最初からこういった日程つくっているんじゃないかという感じがあります。

そこでこの送迎についてですが…、ちょっとその前に、先ほど教育長の答弁に、個人に厳しい質問ということをおっしゃっておりますが、私は友寄景善には言うつもりはありません。教育長に言います。こういう日程をスムーズに、余りにも行き過ぎて、その辺の検討課題も私はあると思いますので、もう一度、再度、あなたの通学圏内の認識というのが返答来ないので、これは小学校4キロ、中学校6キロ圏内というのは、これは昭和31年に、昭和31年でしたか、前の文部省でしたか、そこで制定されているわけです。当然わからなければいけないところを説明会で住民からの質問に、つくる場所で送迎をやりますと。こういうことをはっきり言っているわけです。それが素案の中ではある地域ということになっております。これは4キロ圏内ということは、そこから津波、大宜味、饒波、そこまでは4キロ圏内になっておりますが、その辺は徒歩通学させるのか。それとですね、3月の一般質問で大阪の子供が統合について自殺をした話をしたら、あなた答弁でこういうことを答弁していますよ。先ほど県内で統合に関して自殺者が出たことに関しては大変残念に思います。大宜味村とは一概に比較は適切ではないと。何が適切じゃないの。これ万が一起こったらあなたはどうしますか。今、村長からも子供目線ということがあったわけですが、それが当たり前のことだと思います。村長が任命していますので、子供目線ということをおっしゃるに村長教えてくださいよ。こういった議論の中で、子供目線という立場は絶対書かれておりません。そしてこの久茂地の小学校、統合問題で、子供がですね、子供がよ、子供が、自分たちはもうわかっているのに、くどくどきれいな事ばかり言い放ったと。これは那覇市の教育委員会に言っているんですよ、子供が。那覇も大宜味も全く同じ。

それからいろいろ説明の中で学力の問題もよく出ますが、これは複式になると成績が悪くなると。あちこちで説明をやっておりましたが、これは果たして複式だから成績が悪いのか。そういったデータはとられているのか。統合したら成績が上がりますよ、子供たちの競争性が出ますよ。これは何をもとに、データをもとにこう言っているのか。これは、安田のですね、これは新聞だと思いますが、山村留学募集ということで安田小学校は、生徒数が8名、8名の中でいろんな事業をおこして、それが全国の学力テストで全国の平均を上回っていると。そういった複式の学校でも学力テストは全国平均を上回っているわけなんです。だから単に複式だから学力が低下するとか、そういう云々の話じゃないと思います。その辺をもう少し理解して、本当にこれで統合して、大宜味村がベターなのか。これは統合したら後は

何百年と続く学校かもわかりませんし、簡単に1年、2年の話し合いの中で、はい、決めました。じゃあ、平成28年4月に統合しましょうと。そう簡単に言われても納得しませんよ、これ。

それとアンケートでという教育長の話がありますが、このアンケートは何名のアンケートをあなたはやったのか。あなたたちが調査したアンケート、村内で28名、アンケート集まったのが28名、村内がですよ。そこでパーセント的に68%だから相当の人が同意を得ていると。28名のうちの68%ですよ、何名ですか。そこを68%という数字をうやむやに村民が同意を得ているという変な感覚を持っているあなたの心情が知りませんね。もう少し調べてくださいよ。大体村民は有権者が大体2,800名、その中で自分自力でできる人が70%見ても、1,900から2,000名、そのうちの68%だったら納得しますよ。わずか28名のアンケートで68%だからということで、全体的な同意を得ているという感覚、これをどう思いますか。

それと先ほどの答弁していないのですが、図書館の開放、不審者に対してはあなたたちはどう思っているのか、その辺の答弁もされていないし、その辺をはっきりさせてもらいたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 教育長。

○ 教育長（友寄景善） 先ほど答弁漏れがありましたこと、大変失礼しました。

図書館の不審者対策についてですが、これは今後予定されている図書館部会のほうで図書館の形態、利用形態等について議論されていくものだと考えております。

先ほどのアンケート調査についてですが、アンケート調査についても1回きり行ってきてたわけではありません。平成20年から住民説明会を開催して、その都度、アンケート調査も実施してまいりまして、1回だけのアンケート調査ということではありません。ただしこのアンケート調査についても教育委員会議のほうへ報告をさせてもらっております。

徒歩通学についても、これも繰り返しになりますが、通学方法検討部会等で子供たちに余り支障のないように検討されていくことだと思います。

それから自殺の件についてなんですけれども、統合によってこのような自殺者が出たということではありますが、大宜味村においても統合に向けて、またいろいろ部会に向けて統合に向けて子供たちにストレスがたまらないように、今、現に子供たちで合同学習をしたり、社会教育でもわんぱくとか、さまざまな事業を展開しております、子供たちが大変仲良くやっている状況でございまして、そういうことからでも、少しでも子供たちのストレスが解消されるのではないかと、そういうふうに思っております。

それからスケジュールどおり事を運んでおかしいという御指摘がありましたが、これについても先ほどから申し上げておりますように、その都度、5名の教育委員、この委員のメンバーも議員御存じのとおり人格高潔で教育、学術及び文化に識見のある方々を市町村長が議会の同意を得て任命しておりますので、そういう方々が高所大所から決定されたことですので、私はこの決定は非常に重い決定だと理解しております。以上でございます。

○ 議長（金城 勇） 議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きによって、特に発言を許します。

1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ありがとうございます。

ただいまの答弁で、この通学圏内、徒歩圏内ということではありますが、そこです、これは例えば、例えばの話ですよ、統合した場合に、今までは小学生はすぐ近くの方は自分で歩いて家に帰るわけですね、おじいちゃん、おばあちゃんがいるから。すぐ近くに歩いて帰るわけなんですよ。例えばこれは統

合した場合、結の浜からですね、おじいちゃんは迎えにも行けない。この子供たち、午後の帰る時間、そこは海も目の前にあるし、小さいこどもだといろんなことを好奇心持って遊びに出るかもわからないし、そういった送迎のできない子供たち、あなたたちはある場所と言っているんですが、もうはっきり言って、塩屋ということで理解しておりますので、これは塩屋から本当に歩いていけるのか。帰ることができるのか。その辺をはっきり、ちゃんとした答弁をしないから何回も同じことを繰り返し言われるんであって。あなたは教育委員会の長として、もちろんもろもろ、委員のメンバーの意見も聞いてという判断がありましたが、あなた3月の定例会では、あなたは統合決定しましたと、啖呵切って言いましたよね、この場で。あのぐらい言う自信があれば、なぜもっと自分で自分の意思をはっきり言えないのか。みんな検討委員会、検討委員会、みんな人のせいに。そういったことをもう少し、これは本当に真剣に議論されてやられたのか。これは私は全く同意できないような基本計画であります。これからもですね、本当にこういうスケジュールで進む中で、この新しくできる検討委員会、これはどういうメンバーなのか、この議論の場というのは公開できるのか。また密室でやって議事録の改ざんをするのか。その辺をはっきりしてもらいたいと思います。

あと最後に、村長もですね、大宜味村の長として、また元教育長としての実績もあります。こういった中で本当にこの教育委員会だけの議論を尊重して、自分の判断をやっていくのか。本当に自分のこの政治姿勢、これはやります、これはやりませんか、はっきりですね、これは長としての政治判断をやってほしいと私は思います。何か今までの、答弁ももう8回、9回になりますが、何かもやもやに答弁されてすっきりしないもんだからこういうふうに何回も何回も質問するわけですが、その辺を聞いてですね、今回の質問は終わりたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 教育長。

○ 教育長（友寄景善） 子供たちの下校時の心配をされていること、ほかの親もこの辺は関心を持って、大変心配されていると思いますので、これについても今後しっかり検討させていただきたいと思います。中身については、今、私のほうからは申し上げられませんので、これは検討部会でしっかり議論してしっかりしたものにつくり上げて、今後まいりたいと思います。

それから統合決定について、やはり教育委員会は5名の委員の合議制でありますので、これはしっかり教育委員会議で、5名の委員で議論しながら事業を進めていきたいと思います。以上でございます。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） 先ほど佐一議員の御質問ですが、村長の意思とか何とかということでございますが、これはやっぱり機関が別でございます、これは前にも申し上げましたけれども、そこに学校を統合しなさいとか、そういうことは言っていないし、また言える立場ではないと思います。ただ、教育委員会がその方向が子供たちの教育のためにいいんだというような姿勢を、方向を示しております。私としては今の実態、学校、小学校4校の実態からしましても、教育委員会が提起しているような統合は進めるべきではないかと、進めるべきだということを思っております、先ほどもありましたけれども、その方針の撤回といいますか、再構築の考え方はありませんかということでしたが、今のところそういうことは考えていません、教育委員会は平成28年4月1日を目指して取り組んでいきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 以上で大城佐一議員の質問を終わります。

○ 議長（金城 勇） 休憩します。

（午前 1 1 時 5 7 分）

○ 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 3 0 分）

◇ 前 田 孝 議員

○ 議長（金城 勇） 次に再度、小学校用地の未登記について、前田 孝議員。

6 番 前田 孝議員。

○ 6 番（前田 孝） 再度、小学校用地の未登記についてお伺いをいたします。

昨年6月定例会においてもですね、この件については質問したんですが、そのときの教育長の答弁では財産台帳等を再度確認して、その経緯を調査しながら努力していきたいということでありました。約1年経過しておりますけれども、その後、どのようにこの未登記問題について取り組んでこられたのかお聞かせいただきたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 教育長。

（友寄景善教育長 登壇）

○ 教育長（友寄景善） お答えいたします。

昨年の御質問を受け、現在、未登記部分に関して調査確認作業を行っているところですが、これまでの経緯が把握できていない等もございまして、所有権移転までには至っておりません。今後とも経緯を調査しながら所有権移転登記に向けて努めていきたいと考えております。

○ 議長（金城 勇） 6 番 前田 孝議員。

○ 6 番（前田 孝） 小学校統合問題で大変忙しいだろうと思うんですが、しかしこの基本財産の問題についても、やっぱりこれは基本的に、これ一番優先的に解決しなければならない問題だと思うんですね。ちなみに各小学校ごとに、ちょっと筆数、面積を申し上げてみたいと思います。喜如嘉小学校では13筆、面積が7,155平方メートル。大宜味小学校では11筆で1,006平方メートル。塩屋小学校では1筆で262.84平方メートルとなっています。その3校での合計が25筆で、面積が8,423.84平方メートルとなっていますね。この数字は皆さんも掌握していると思うんです。それで土地に関する財産台帳ができたようなんですね、村は。土地台帳は、公有財産規則の様式18号に基づいて整理されていると思います。その中で未登記分ということでの村の台帳にもきちんとなっているのか。その整合性も図りながらやらないといかんとします。さっき申し上げました、この筆数、数字についてはですね、間違いなからうかと思うんです。そして、喜如嘉小学校のところで例を挙げますと、今、名義人3名の方は健在なんです、これが4筆あります。それで相続関係ですぐできそうな方が今子供健在ですから、その方が名義人が3名のもので4筆あるんです。そうすると13筆でも8筆は皆さんやろうと思ったらすぐできるんですよ、これ。私これ調整してみましたよ、本人たちに会いましたよ、実際。ですからそんなにこれ時間かかるもんじゃないと思うんですよ。皆さん本腰入れたらですね、今言っているその8筆はすぐ処理できると私はそう見ているんですよ、本人たちもそのようなことは、売買とか、学校の用地ということでは記録は残っていますよ。それでこれ早目にしないと、こういう方もいらっしやいますよ、小学校

統合しちゃったら、小学校の用地は余り気にかかる必要ないから土地返してもらおうかと。この喜如嘉のものに対しては、図面も一応見てみますとですね、体育館あたりにかかわってくる土地も含まれているんです。そのときに小学校統合後にこの教育財産の村長への移動が出てくる。そのときに余計に手をつけられなくなりますよ。ですから今できる分だけでもですね、教育委員会のほうは努力していただいて、後輩に、後世にそういうものは残さない方法、今の段階で難儀してくださいよ。どうしても相続関係でできないようなものがあれば、それはいたし方ないと思いますが、今申し上げた8筆はすぐできる可能性は十分持っていますから、その辺についてどうお考えですか。

○ 議長（金城 勇） 教育課長。

○ 教育課長（新城 寛） 前田 孝議員にお答えします。

先ほど、昨年6月に一般質問において資料を提出しております。それを再度、もう一度精査しながら、先ほど議員御指摘の3名につきましては、早急に対応していきたいと思っております。登記可能なものについては、もう一度、経緯等、それと地域の皆さんや役場OB、教育委員会OBを通じて経緯を聞きながら、なるべく所有権移転登記が早急にできるように検討していきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○ 議長（金城 勇） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） ぜひ、その方法でやっていただきたいんですよ。それでなぜ未登記財産の登記の促進を申し上げるかと言えばですね、そのまま放っておいたら第三者に対抗できないんですよ。前にも申し上げたと思うんですが、統合して後、NPOか何かわからない、小学校のこの施設を使いたい。いろいろあった場合に、その所有権者が異議申し立ててここは俺のものだということで、いろいろなってきた場合に、後の処理までも大変なことになってくるんですよ。ですから今の時点でできるだけものは誠意を見せてやっていただきたい。

それで今、課長おっしゃっていますけれども、取り組んでいると、そのために予算が必要なんですよ。しかし残念ながら皆さんは、当初予算には費目存置すらやられていないんですね。ですから、やっぱりこれは移転登記するためには金が必要でしょう。予算確保はまずやっていただかないといかんと思いますがね。予算の調整権は村長にありますけれども、村長もひとつその辺は、後々村長財産にかかってくるところですから、その辺は優先的に予算もつけていただいてですね、やっていただければ教育委員会のほうも仕事やりやすいと思うんですがね。

これはいろいろ、課長前向きにやろうとおっしゃっておりますけれども、それでもね、やっぱり先ほど申し上げました予算の確保、できるだけ早い時期に予算確保してですね、その皆さんの努力の跡を見せていただきたいと思うんですが、最後に決意のほどをお伺いしてこの件の質問を終わります。

○ 議長（金城 勇） 教育長。

○ 教育長（友寄景善） 前田 孝議員の御提言、まことにありがとうございました。

教育委員会としましても、やはり後のこともございますので、できる限り処理できるものは処理して、後の業務がスムーズにいくようにやっていきたいと思っております。そのために予算計上、予算獲得に向けてもまた努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

○ 議長（金城 勇） 以上で前田 孝議員の質問を終わります。

◇ 平 良 英 勝 議 員

○ 議長（金城 勇） 次に村内小中学校統合後の跡地利用について、平良英勝議員。

3番 平良英勝議員。

○ 3番（平良英勝） では、一般質問をさせていただきます。

村内小中学校統合後の跡地利用について。

平成28年4月1日開校の予定で、教育委員会で進めていますが、統合後の5校の跡地利用計画は今後どう進めていくか、村長にお伺いいたします。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） それでは、ただいまの平良英勝議員の御質問にお答えいたします。

学校建設について、今、教育委員会でしっかりと取り組んでいるところでございますので、これから具体的な計画案等が出てくると考えておりますけれども、跡地利用については、これまでの取り組みはほとんどない、これから取り組んでいくということになりますので、我々村としては、広く村民の意見を徴収しながら村の総合基本計画、あるいはそれぞれの小学校、中学校の地域の特性というのもあると思われまますので、それらを勘案しながら、跡地利用についてはしっかりと進めていきたいと思っております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 3番 平良英勝議員。

○ 3番（平良英勝） ただいま村長の答弁にありましたが、今から進めて、計画はまだ何も進めていないということなんですが、平成28年ですね、あと3カ年もありません。その中でですね、跡地利用、統合を進める中で跡地利用の計画も今から進めていかないと、統合して後、また計画したら三、四年待ちますよね。計画が。その間、廃校になった学校はどうするか、いろいろ考えられますよね。その間に村としては、ぜひ統合と並行にいたしまして、計画を進めてもらいたいと思います。

それとですね、例えば、喜如嘉小学校の跡地利用といたしまして、私、地元でありますので、喜如嘉小学校を例えればということでお話ししますが、喜如嘉小学校は自然環境に恵まれた、前方に田園とか、いろいろ周辺、後方山あり、桜並木あり、いろいろと学校環境が整っている学校でありましてね、そこを廃校にして何も利用しないとなれば、非常にもったいないんですよ。この話も村民の中からもいろいろ話は上がってきています。廃校した場合はこの学校もなくなるのか、この環境はそのままなくなるのかと。例えば喜如嘉小学校は去年ですね、環境大臣賞ですね、一番大きな環境、野鳥観察で二十何カ年か、生徒たちが積み重ねたこの研究を環境省が認めまして、環境大臣賞をもらいましたね。この環境をぜひですね、今後、合併して跡地残りますよね、その場に、この学校跡地に野鳥観察視察研修センターとか、いろいろ話は持ってこられると思います。また老人福祉施設。特に喜如嘉の場合は3部落ありまして、謝名城には根路銘城址公園、今教育委員会が進めています城址公園整備事業、これも網羅して、また田嘉里の県の2級河川、田嘉里川が流れている、唯一の2級河川が流れています。こういった環境を利用いたしまして、この施設、何かできないものか。今から村としては計画されたらどうかと思っております。例えばスポーツ施設、小中学校のスポーツクラブがありますよね、県外、県内ありまして、この総合スポーツ合宿センターとか、いろいろ考えられると思います。例えばスポーツ面におきましては、隣村の国頭球場とか陸上競技場も向こうは整っておりますので、そこに足を運んでスポーツトレーニングさせたり、いろいろして、宿泊は学校跡地利用でさせるとか、こういったいろいろな工夫も考え

られますので、ぜひですね、こういった環境を無駄にせず、村は今から、もうあと3カ年ありませんので、今から立ち上げて、今後のこの4校、中学校まで5校になりますので、この地域に合った特性を生かしたいろんな利用計画ができると思いますので、この面をぜひ行政のほうに提言したいと私は思っております。村長に今後の、この提言を生かした何かできないものかお伺いいたします。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいま平良英勝議員の御提言、ありがたく受けとめたいと思います。

これからということもあります。教育委員会の統合方針を受けて取り組むという、こういう順序になりますが、さっき申し上げましたように、総合計画あるいは地域、今、英勝議員がおっしゃっていました、例えば喜如嘉小学校区域にはこういう特性があるという、そういうのが各校区、各学校にあると思いますので、それを我々がこうしようとは勝手にはできないので、地域のそれぞれの御意見を集約しながら、そこに何ができるのか、何がいいのか、そういうことを今後しっかりと村民の意見を聞きながら、地域の実態を見ながら進めていきたいということでございます。ですから早目にとということでございますが、私たちとしても、何らかの組織づくりが必要だろうということもありますので、今後の課題として、今御指摘のあったことについて進めていきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 3番 平良英勝議員。

○ 3番（平良英勝） 前向きな御答弁ありがとうございます。

この前の琉球新報に掲載されておりましたが、国頭村で地域おこしに助っ人という題で、埼玉県から小林さんという方が行事や事業支援へということで新聞に載っておりますが、ちょっと読み上げたいと思います。埼玉県から協力隊として派遣された小林カズヒコさん、39歳に委嘱状が手渡された。期間は1年から3年、国頭村の役場に所属し、村内の行事や事業の支援活動を行う地域おこし協力隊ということで、総務省の予算で最大3年間。都市部から地方へ協力隊員を派遣し、地方の農林水産業や地域の行事など、地域おこしの支援を行うもの。国頭村は今回初めてということで、小林さんはこれまで都市農山漁村交流活性化機構の客員研究員や総務省の地域人材ネットでの活動を通し、地方で廃校を活用した企画に携わった経験があるということでありまして、その中で宮城村長は、国頭にも既に廃校になった辺野喜分校の活用など課題である、これまでのノウハウをぜひ国頭に生かしてほしいという期待を込めたコメントが掲載されておりました。ぜひですね、大宜味村もこういった協力地域おこし隊ですね、これは総務省の予算ということでありまして、この予算を活用してできないものか、ぜひ検討なされまして、大宜味村にもこういった人材をぜひ取り入れしていったらと思っておりますが、村長、最後にお伺いして終わります。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） 平良英勝議員、ただいまの御提言、御指摘大変ありがとうございます。

この新聞を見て、私も興味を持っておりますけれども、確かにこういった制度があるなということで、それをどう使っていくのかということは、今、御指摘がありましたような、それを一つの御提言と受けて、そして実際にいる小林さんともまだ会っていないんですよ。それはお会いして、そういう話も聞きたいなということで、今の提言をしっかりと受けとめていきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 以上で平良英勝議員の質問を終わります。

◇ 宮 城 辰 徳 議 員

○ 議長（金城 勇） 次に大宜味村特産品（シークワサー）加工施設稼働に伴う協力体制について、宮城辰徳議員。

5番 宮城辰徳議員。

○ 5番（宮城辰徳） 一般質問させていただきます。

大宜味特産品（シークワサー）加工施設稼働に伴う協力体制について。

大宜味村特産品加工施設が、株式会社ケレス沖縄として新しい組織でスタートし、村と麒麟ビールとの協定締結で、新商品「麒麟氷結ストロング沖縄産シークワサー」を発売して頑張っているところですが、大宜味村として、下記について協力することはできないか伺いいたします。

まず1点目に、原料の調達ですが、今、相当苦労しているということを聞いております。行政が協力することによって生産力をアップできないかということです。

2点目に、原料の荷受け及び一時保健施設がないため、野ざらし状態だと聞いております。野ざらしというより、ブルーシートをかぶせたり、そういった状況になっているということでもあります。その地域の空き地を貸して、施設をつくらせることはできないのか伺いします。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの宮城辰徳議員の御質問にお答えしますが、その前に、先ほど指摘がありました会社名が石垣島サプライからケレス沖縄に変更されているよと、変わっているということでした。そういうふうに変ったということでございます。

それでは先ほど辰徳議員から御質問がありました2点についてお答えをいたします。

1点目の原料の、シークワサー原料ですね、調達協力についてということでございますが、今年度も何と云うか、御存じかな、あるいは見通しを持っているのかなという感じもいたしますけれども、昨年に続きまして、原料のシークワサーがかなり少ないというふうに見込まれております。ケレス沖縄は本村から指定管理者制度の指定を受けているところでございますが、指定管理者制度の趣旨からかんがみますと、民間でできることは民間でという趣旨でありますので、行政が一業者に対してのみ原料の調達をすることは適切ではないものと考えております。しかしながら、我々としては、ケレス沖縄と農家との橋渡し、あるいはその他の相談事に関しましては、今後ともしっかりと協力体制を整えていきたいと、協力してまいりたいと思います。

2点目の原料の荷受け及び一時保管施設についてでございますが、現在、加工施設の空き地は草刈りを指定管理者であるケレス沖縄に委託しております。一時保管場所の設置の許可に関しましては、内部でしっかり検討してまいりたいと思っております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 5番 宮城辰徳議員。

○ 5番（宮城辰徳） 今、現状として、登記上は100トン／年度ということではありますが、実際100トンまでまだ稼働率は上がっていないというのが現状だと聞いております。今、実際、お互いがこの会社に、村の一番最初の財産である会社でありますし、少しでも多く生産させることによってですね、稼働率をアップさせることによって雇用がふえる。1年間を通してということではできないにしても、1日でも多くそういう雇用が確保できるんじゃないかということからして、何らかの支援ができるんじゃないかと。例えば、JAを主体として一括購入とかしてですね、そこの工場のほうに生産稼働の分

を充てていくとか、そういった連絡系統とかできないものかと。何かほかのところに出すとJAからいろいろしつぺ返しが来るという情報もあるわけですね。いろいろ取り引きに関して難しくなるということと言われて、なかなか持ってこないという方たちもいるということをお聞きしております。今、この間締結したキリンビールの氷結ストロング沖繩というのも限定品なんですよね。なぜかという、原料がないから、それに入れるジュースの素がないから限定をしているというのが事実だと聞いております。今、表現が沖繩産シークワサーとなっていますけれども、将来的には大宜味産シークワサーと変えていきたいということでもありますけれども、やはり原料を、実際能力として300トンは年間搾れるような状態になっているということをお聞きしておりますけれども、それでも3分の1もできていません。それが実際、調達に難しいためだと。その中で、じゃあ村外から持ってくるかということ、やはりお互いの提供した会社が村外のもを生産するということはどうかなということでもあります。ですから、何らかの形でそういう原料提供というのを、お互いが、行政側として、シークワサー農家と何か協力をお願いするような体制はできないかということをお願いしたわけでもあります。例えば補助金関係でも、JAより1円上げるとか、補助率、値上がりとか、そういった形でやって少しでも多く入れるような体制をしていただきたいというのと、JAが、行政側からいろいろ指導して、最低限そういったものを提供できるような体制づくりをしてもらうような協力はできないかということをお願いしたいと思います。

2点目の空き地利用については、いろいろ検討していくということですが、今、コンテナを置いてやったりしているわけですね。そういったものを使わなくてもいいように、台風が来ても、いつでも、雨降っていても原料が荷受けしやすい環境をつくっていただくためにも、ぜひ前向きにこういう空き地利用を検討させていただけたらと思います。その点、何か御意見がありましたらよろしくお願ひします。

○ 議長（金城 勇） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 豊） ただいまの宮城辰徳議員の質問にお答えしたいと思います。

まず原材料の調達を役場ができないかという質問で、村長から答弁あったように、協力は当たり前、それは拒まずやるというのは、これは行政のスタンスですのでそれはやりますけれども、村長の答弁からあるように、一業者のみに対して原料を指定管理者にみんな持っていきなさいというようなあつせん仕方は、行政としては難しいんじゃないでしょうかという答弁ですので、ちょっと誤解のないようにお願いしたいなと思います。我々は、指定管理者ケレス沖繩、サプライからケレス沖繩に変わっているわけなんですけれども、やはり指定管理者であるケレス沖繩には頑張っていたかかないと、やっぱり産地としても守れませんし、農家の皆さん方が非常に困りますので、やはりどういう形にしてでもですね、その原料の調達の相談はこれからも受けて、我々も頑張っていきたいと思ひます。先ほど、辰徳議員から1円でも多く指定管理者に持っていけば上げられるんじゃないかということがございましたが、基本的に産地振興協議会というのはJAも基本的に加入されているんですよ。その中から補助金を行政側というか、出しているものですから、その辺の差別化というのは非常に難しいのかなと現況では考えております。先ほど来、原料の調達がかなり厳しいんじゃないかということが懸念されておりますけれども、昨年以上に厳しい状況であるんじゃないかなと予測されております。ですから今後、先ほどの一般質問でもお答えしたんですけれども、シークワサーの産地振興協議会のあり方を再度改革することで、来週から農家、業者を初め、総ぐるみになって、産地の復興のために住民説明会等やって、1年かけてその集出荷体制ですね、需要と供給のバランスも考えて産地の振興にふさわしいように取り

組んでまいりたいと思います。

もう1点の野ざらし状態というかですね、集荷場のほうがどうにかならないかという要望なんです、これ実際は、昨年10月22日付で施設の設置についての要望書というのは一応来てはいるんですが、ただ、どの程度であればいけるのかとかですね、また増改築等による場合ですと、また総合事務局等の許可を得たり、また規模がどれだけなのかとかですね、そういったのも考慮しながらやっていかないと、すぐやりますとか、できませんとかということにはなりませんので、今後とも指定管理者であるケレス沖縄とまた協力していろいろ話し合っ進めていきたいと思っています。

最後になりますけど、ちょっと申しおくれましたが、冒頭で村長が石垣島サプライからケレス沖縄に名称が変わったということの説明がありました、少しこの名称の変更に関して再議決、議会の皆さん方の再議決が必要かどうか、検討させていただいて、必要であるのであればまた再提案、上程をさせていただきたいと思っていますのでよろしくお願いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 5番 宮城辰徳議員。

○ 5番（宮城辰徳） ぜひですね、我々の財産でありますそういう特産品加工施設の今後の成功と、大宜味村の雇用がふえることをお願いしてですね、前向きに検討するということですので、本当によろしくお願いします。ありがとうございました。

○ 議長（金城 勇） 以上で宮城辰徳議員の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○ 議長（金城 勇） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

(午後 2時04分)

平成25年第4回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 平成25年6月13日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成25年6月13日 午前9時59分)

散 会 (平成25年6月13日 午前10時18分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員	大 城 佐 一	6 番議員	前 田 孝
2 番議員	新 城 一 智	7 番議員	安 里 重 和
3 番議員	平 良 英 勝	8 番議員	具志堅 朝 秀
4 番議員	東 武 久	9 番議員	平 良 嗣 男
5 番議員	宮 城 辰 徳	10 番議員	金 城 勇

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	島 袋 義 久	建設環境課長	大 嶺 実
副 村 長	山 城 清 臣	会 計 課 長	宮 城 博 俊
総務課長兼 村史編纂室長	島 袋 幸 俊	教 育 長	友 寄 景 善
財 務 課 長	山 城 文 子	教 育 課 長	新 城 寛
住民福祉課長	大 城 武	選 挙 管 理 委員会書記長	島 袋 幸 俊
企画観光課長	山 城 均	農 業 委 員 会 局 長	宮 城 久 美 子
産業振興課長	宮 城 豊	監 査 事 務 局 長	神 里 富 松

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 神 里 富 松 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程（第3号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	承認 第1号	専決処分の承認を求めることについて	付託省略 質疑～表決
2	承認 第2号	専決処分の承認を求めることについて	付託省略 質疑～表決
3	議案 第32号	大宜味村工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例	質疑 委員会付託
4	議案 第33号	大宜味村農業用水道事業給水条例	質疑 委員会付託
5	議案 第34号	平成25年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）	質疑 委員会付託
6	議案 第35号	平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	質疑 委員会付託
7	議案 第36号	平成25年度大宜味村工業用水道事業特別会計予算	質疑 委員会付託

◎開議の宣告

- 議長（金城 勇） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

（午前 9時59分）

◎承認第1号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（金城 勇） 日程第1 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

- 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第1号 専決処分の承認を求めることについて採決します。

本件は、これに承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

- 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

◎承認第2号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（金城 勇） 日程第2 承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについては、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

- 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって承認第2号 専決処分の承認を求めることについては、委員会の付託を省略することは可

決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第2号 専決処分の承認を求めることについて採決します。

本件は、これに承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって承認第2号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

◎議案第32号の質疑、委員会付託

○ 議長(金城 勇) 日程第3 議案第32号 大宜味村工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第32号 大宜味村工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第33号の質疑、委員会付託

○ 議長(金城 勇) 日程第4 議案第33号 大宜味村農業用水道事業給水条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第33号 大宜味村農業用水道事業給水条例は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第34号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(金城 勇) 日程第5 議案第34号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番(前田 孝) 今回の補正予算の給与関係についてお伺いしたいんですが、今回の給与関係については、4月の人事異動に伴う組み替え、整理のための組み替えだと聞いておりますけれども、そのほかに、今、国が復興財源カットという目的で前年から国家公務員給与は7.8%削減して、国は地方にも同程度の削減を求めるといことで通達なり、それがあったと思うんです。そしてその中で国家公務員の給与に準じて、給与削減を前提に地方交付税の給与関係、経費が削減される法案はもう成立はされているわけです。そこで伺いしたいんですが、本村において、地方交付税からその給与削減の金額がどのぐらいの減額になっているかお示し願いたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 財務課長。

○ 財務課長（山城文子） 前田議員の質疑にお答えします。

3月定例議会のほうでも、平成25年度予算のほうでも説明したかと思うんですけども、お手元に資料も配付したかと思うんですけども、計算式を多分あげたと思うんですけども、金額にすると1,818万5,000円になっております。町村はマイナス1.1%、当該団体の総需用額掛けるマイナス1.1ということで、1,818万5,000円ということになっております。これは交付税のほうから引いております。平成25年度予算の交付税のほうからこれは減にして予算計上しております。

○ 議長（金城 勇） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 1,818万5,000円ということなんですが、これは結構大きい金額だなと思っておりますけれども。沖縄県では労使の妥結を得ないままに6月定例会でこの削減条例を提案しようということで、けさの新聞を見ますと、県議会の議会運営委員会では先議案件として取り扱ってくれとし執行部からありますけれども。野党のほうから反発があって、まだきちんとなっていないようなんですが、それで那覇市は削減を行わないんだと。そこで那覇市の翁長市長は、議会の代表質問にこたえておられます。国の給与削減要請については、地方自治体の行財政改革を適正に評価することなく求めているということで批判をしております。地方交付税を政策誘導手段としている政府に対しては地方自治の根幹にかかわる問題だと断じたということでマスコミ報道があります。その交付税の削減の問題について、その1,800万円のこれからどうやっていくかの問題は別にしまして、国からの要請の問題について村長の基本的なお考えをお伺いして質疑を終わりたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの前田 孝議員の御質疑にお答えいたします。

これは確かに国からこのような方向でということで、御指摘のようにけさの新聞でも出ていました県議会の対応となっておりますが、那覇市がまず出ています。いろいろ中身も、やはり内容も精査しないといけないという部分もございますし、また手続上も村の職労とか、そういう方々との話し合いもまだやっていません。そして県内の町村の状況につきましては、もうはっきりやりませんということを行っている町村もありますが、また周囲の動向を見てからというところが多くて、今、ほとんどの市町村が確定していないのかという、私の感じではありますが、そういうことで周囲の動向も見ながら意思表明をしたいと、決定をしていきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） では質疑というよりも、確認させていただきたいと思っております。

21ページ、企画観光課、観光拠点整備工事、大保ダム湖面栈橋設置工事1億2,320万円の事業が入っていますけれども、場所的にどの辺に栈橋を設置するのかと。あと用途として、どういうものに活用しているのかと考えているのか、確認だけさせていただきます。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（山城 均） 1億2,320万円のうちの栈橋設置については320万円、これは既製品の採用ということで見積り的に確定しまして補正のほうでも予算調整をしております。設置場所につきましては、上流部というんですか、以前の眼鏡橋があった大きな橋がかかっている。旧道がちょうど湖面にきているような、その場所を今第1案、2案については対面のあれは、中に入った橋を渡って下に

おりる部分がありますね。工事用の道路で使っていた湖面に入れるような場所、2カ所ほど想定しております。最終的にダム湖面利用協議会でしたか、そういうところで最終決定していこうとは思っております。利用方法につきましては、これにつきましては村の管理とか、そういうことではなく、その業者の責任において利用していくという方法でダムのほうとも相談しております、また湖面利用規程でしたか、ちょっと今資料を持っていなくて、その中でも利用者による事故、責任において利用すると、湖面の利用ですね、現時点ではそういうことになっております。

○ 議長（金城 勇） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 今、管理については事業者が行うという話でありますけれども、ダムはやっぱり貯水率の変動があって、どうしても栈橋が一番貯水率が低いときに使われなくなると大変困るんじゃないかという懸念もありますので、その辺をまた協議会できちんと精査していただきたいと思います。終わります。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第34号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第35号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第6 議案第35号 平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第35号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第36号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第7 議案第36号 平成25年度大宜味村工業用水道事業特別会計予算を議

題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって議案第36号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託
して審査することに決定しました。

○ 議長(金城 勇) お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につ
いては、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しま
した。

○ 議長(金城 勇) 休憩します。

(午前10時13分)

○ 議長(金城 勇) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時17分)

◎諸般の報告

○ 議長(金城 勇) これから諸般の報告をします。

休憩中に予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長
の手にまいりましたので報告します。

予算審査特別委員会委員長に前田 孝議員、副委員長に安里重和議員、以上のとおり互選された旨の
報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎散会の宣告

○ 議長(金城 勇) 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。
お疲れさまでした。

(午前10時18分)

平成25年第4回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 平成25年6月14日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (平成25年6月14日 午前10時00分)

閉 会 (平成25年6月14日 午前10時22分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

6 番議員 前 田 孝

2 番議員 新 城 一 智

7 番議員 安 里 重 和

3 番議員 平 良 英 勝

8 番議員 具志堅 朝 秀

4 番議員 東 武 久

9 番議員 平 良 嗣 男

5 番議員 宮 城 辰 徳

10番議員 金 城 勇

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

な し

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 神 里 富 松 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程（第4号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議案 第32号	大宜味村工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
2	議案 第33号	大宜味村農業用水道事業給水条例	委員長報告 質疑～表決
3	議案 第34号	平成25年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）	委員長報告 質疑～表決
4	議案 第35号	平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	委員長報告 質疑～表決
5	議案 第36号	平成25年度大宜味村工業用水道事業特別会計予算	委員長報告 質疑～表決
6	陳情 第8号	「B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書」採択への お願い	委員長報告 質疑～表決
7	意見案 第6号	B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書	提案説明 付託省略

◎開議の宣告

○ 議長（金城 勇） これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議案第32号及び議案第33号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（金城 勇） 日程第1 議案第32号 大宜味村工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例及び日程第2 議案第33号 大宜味村農業用水道事業給水条例を一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大 議 第 6 7 号

平成25年6月13日

大宜味村議会議長 金 城 勇 殿

総務常任委員会

委員長 新 城 一 智

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第32号	大宜味村工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第33号	大宜味村農業用水道事業給水条例	原案可決 全会一致

（新城一智総務常任委員会委員長 登壇）

○ 総務常任委員会委員長（新城一智） ただいま議題となりました議案第32号及び議案第33号の2件について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について、一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長、企画観光課長の出席を求め、6月13日午後2時から審査を1時間45分繰り上げて、午後0時15分から行いました。

まず、議案第32号 大宜味村工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例を報告いたします。

本案は、第19条において、単位の明記及び日本工業用水協会・工業用水水質基準制定委員会が公表する基準値を採用することによる一部改正であります。公布の日から施行することとなっております。

次に議案第33号 大宜味村農業用水道事業給水条例を報告いたします。

本案は、大宜味村農業用水道の給水について、料金、その他供給条件及び給水の適正を保持するための条例を制定する必要があり提出されているものであります。

この条例は、第1条から第24条までの規定が設けられ、第1条に趣旨、第2条に定義、第3条に給水区域、第11条に給水施設の維持管理、第20条に使用水量の算定等、第21条に料金などを規定し、公布の日から施行することとなっております。

2件については、いずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。よろしく御審議のほどをお願い申し上げ報告といたします。よろしくお願ひします。

○ 議長（金城 勇） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第32号 大宜味村工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第32号 大宜味村工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例の討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号 大宜味村工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひします。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって議案第32号 大宜味村工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第33号 大宜味村農業用水道事業給水条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第33号 大宜味村農業用水道事業給水条例の討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号 大宜味村農業用水道事業給水条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひします。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって議案第33号 大宜味村農業用水道事業給水条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第34号～議案第36号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（金城 勇） 日程第3 議案第34号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算、日程第4 議案第35号 平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算及び日程第5 議案第36号 平成25年度

大宜味村工業用水道事業特別会計予算の3件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大 議 第 6 6 号

平成25年6月13日

大宜味村議会議長 金 城 勇 殿

予算審査特別委員会

委員長 前 田 孝

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第34号	平成25年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）	原案可決 賛成多数
議案第35号	平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決 全会一致
議案第36号	平成25年度大宜味村工業用水道事業特別会計予算	原案可決 全会一致

（前田 孝予算審査特別委員会委員長 登壇）

○ 予算審査特別委員会委員長（前田 孝） ただいま議題となりました議案第34号から議案第36号の3件について、予算審査特別委員会における審査の結果について、一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、関係課長等の出席を求め、6月13日午前11時からの審査を30分繰り上げて、午前10時30分から行いました。

まず、2会計の補正予算は、事情の変更等により予算措置を必要とするものであり、その審査の結果は次のとおりであります。

議案第34号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算について、質疑の概要について報告いたします。

大宜味村立学校建設事業選考委員謝礼金とあるが、学校設置条例の議会の議決が先だと思いがとの質疑に対し、住民説明会を行ってここまで来ており、時期的なものもあり御理解いただきたいとの答弁でした。討論はなく、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第35号 平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算については、質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に議案第36号 平成25年度大宜味村工業用水道事業特別会計予算の審査の結果は次のとおりであります。

本予算は、地方公営企業法第2条第1項第2号に該当することから、地方公営企業法第17条、第24条

及び第25条、地方公営企業法施行令第17条、第17条の2、地方公営企業法施行規則第45条、第46条及び地方財政法第6条の規定に基づき提出されております。本案について、質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（金城 勇） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第34号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第34号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算の討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○ 議長（金城 勇） 挙手多数です。

したがって議案第34号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第35号 平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第35号 平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算の討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号 平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって議案第35号 平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第36号 平成25年度大宜味村工業用水道事業特別会計予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第36号 平成25年度大宜味村工業用水道事業特別会計予算の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号 平成25年度大宜味村工業用水道事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第36号 平成25年度大宜味村工業用水道事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎陳情第8号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(金城 勇) 日程第6 陳情第8号 「B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書」採択へのお願いを議題とします。

委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大 議 第 6 8 号

平成25年6月13日

大宜味村議会議長 金 城 勇 殿

総務常任委員会

委員長 新 城 一 智

陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	受理年月日	件名	審査の結果	委員会の意見	措置
8	平成25年 4月19日	「B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書」採択へのお願い	採 択		地方自治法第99条の措置

(新城一智総務常任委員会委員長 登壇)

○ 総務常任委員会委員長(新城一智) ただいま議題となりました陳情第8号について、6月13日午後2時からの審査予定を1時間45分繰り上げて、午後0時15分から行いました。審査をした結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

陳情第8号については、全会一致をもって採択すべきものと決定し、また陳情第8号の採択に関連いたしまして、関係機関へ要請するため、地方自治法第99条の規定により意見書の提出が妥当との意見の一致を見ております。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告といたします。よろしくお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 以上で委員長の報告を終わります。

これから陳情第8号 「B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書」採択へのお願いの委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第8号 「B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書」採択へのお願いの討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第8号 「B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書」採択へのお願いを採決します。

本案に対する委員長の報告は採択です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって陳情第8号 「B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書」採択へのお願いは、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎意見案第6号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（金城 勇） 日程第7 全員発議により提出されました意見案第6号 B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。新城一智議員。

（2番 新城一智議員 登壇）

○ 2番（新城一智） 意見案第6号 B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成25年6月14日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

提出者 新城一智 大城佐一 平良英勝 前田 孝 具志堅朝秀 宮城辰徳 東 武久 安里重和

賛成者 平良嗣男

提案理由 肝炎対策基本法に基づいて、医原病によるB型・C型肝炎患者を救済するため、必要な措置を講じるよう関係機関へ強く要望するため。

B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書

わが国にはB型肝炎150万人、C型肝炎200万人ほどの感染者・患者がいると推定され、その大半は集団予防接種や治療時の注射針・筒の使い回し、輸血、血液製剤の投与などの医療行為による感染が原因

の医原病とされる。このような感染被害の拡大を招いたことに対する「国の責任」と、肝炎患者を救済する責務を明記した肝炎対策基本法が平成22年1月施行された。

しかし、今なお感染被害は償われず、多くの患者が肝炎の進行と高い医療費負担、差別などに苦しめられ、毎日約120人も肝炎患者が亡くなっている。「薬害C型肝炎救済特別措置法」、「特定B型肝炎感染者への給付金等支給特措法」が成立し、裁判を通じて補償・救済されるしくみがあった。しかし、カルテや明確な証明が必要なため、裁判にだして救済されるのはほんの一握りにすぎない。C型肝炎患者の9割以上を占める注射器の使い回しや輸血が原因の患者、母子感染ではないとの証明などができないB型肝炎患者の大半には補償・救済のしくみがない。肝炎治療費そのものへの支援策がないため、医療費が払えずに治療を断念せざるをえず、重症化し、命の危険にさらされる患者も少なくない。

このように現行法によって法的救済、補償を受けられる患者はごく一部であり、注射器の使い回し、輸血、薬害によるB型・C型肝炎患者に対して、国が感染被害を償い、いつでも、どこでも安心して治療を続けられるために、肝炎治療と生活を支える公的支援制度を確立することが求められている。

よって、国会及び政府におかれては、肝炎対策基本法に基づいて、医原病によるB型・C型肝炎患者を救済するため、下記の事項について速やかに必要な措置を講じるよう強く要望する。

記

1、肝炎対策基本法に基づき、患者救済に必要な法整備、予算化を進め、B型・C型肝炎患者が適正な救済を受けられることを旨とした救済策を実施すること。

2、肝炎治療薬、検査費、入院費への助成を初め、肝炎治療費への公的支援制度を確立するとともに、B型・C型肝炎による肝硬変、肝がん患者への障害者手帳の交付基準を改善し、肝炎対策基本法が定めた肝硬変、肝がん患者への特別な支援策を講じること。

3、治療体制・治療環境の整備、治療薬・治療法の開発、治験の迅速化などをはかること。

4、「薬害C型肝炎救済特措法」の適用では、カルテ以外の記録、患者・医師らの証言・証明などで特定血液製剤を使用した可能性がある患者を、広く救済できるようにすること。

5、「B型肝炎救済特措法」をもとに、集団予防接種が原因とみられる患者を広く、速やかに救済すること。

6、肝炎ウイルスの未検査者、ウイルス陽性者の未治療者の実態を調査し、早期発見・早期治療につなげる施策を講じるとともに、B型・C型肝炎への偏見差別の解消、薬害の根絶をはかること。

7、医原病であるB型・C型肝炎患者・遺族に一時金もしくは健康管理手当などを支給する法制度を確立して、感染被害が償われ、治療を続けられる環境を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月14日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 法務大臣 財務大臣 総務大臣 厚生労働大臣
以上、提案いたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第6号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することについて賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって意見案第6号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第6号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第6号 B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって意見案第6号 B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

○ 議長(金城 勇) お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○ 議長(金城 勇) これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成25年第4回大宜味村議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

(午前10時22分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員